

2 0 2 6 年 度

福山市柳津町一丁目地内

松永浄化センター用水・消毒設備コントロールセンタ取替工事
実施設計書

工
事
概
要

松永浄化センター用水・消毒設備コントロールセンタ取替工 一式

本 工 事 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	電気設備工							
		機器費						
			用水・消毒設備 コントロールセンタ	式	1.0			見積比較
			水処理No.1動力主幹 機能増設	式	1.0			見積比較
			計					[機器費]
		直接工事費						
			輸送費	式	1.0			
			計					[輸送費]
			直接材料費	式	1.0			第1号内訳書のとおり
			小計					(直接材料費)
			補助材料費	式	1.0			
			小計					(補助材料費)
			計					[材料費]
			電工	式	1.0			第2号内訳書のとおり
			設備機械工	式	1.0			第3号内訳書のとおり
			小計					(一般労務費)
			技術者(据付)	式	1.0			第4号内訳書のとおり
			技術者(試験)	式	1.0			第5号内訳書のとおり
			小計					(技術労務費)
			計					[労務費]
			複合工費	式	1.0			第6号内訳書のとおり
			小計					[複合工費]
			機械経費	式	1.0			
			小計					[直接経費]
			仮設費	式	1.0			
			小計					[仮設費]
			計					直接工事費
		間接工事費						
			共通仮設費	式	1.0			
			準備費(積上げ)	式	1.0			第7号内訳書のとおり
			小計					[共通仮設費]
			現場管理費	式	1.0			
			小計					[現場管理費]

本 工 事 費 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			据付(技術者)間接費	式	1.0			
			据付(機器)間接費	式	1.0			
			小計					[据付間接費]
			計					間接工事費
		据付工事原価						
		設計技術費						
			設計技術費	式	1.0			
			計					設計技術費
		計(工事原価)						
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1.0			
			契約保証費	式	1.0			
			計					一般管理費等
工事価格								
		消費税相当額						
本工事費計								

()

福山市上下水道局

第1号内訳書 直接材料費						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
低圧ケーブル		1	式			第1号明細書
制御用ケーブル		1	式			第2号明細書
電線		1	式			第3号明細書
鋼材加工品		1	式			第4号明細書
計						

()

福山市上下水道局

第2号内訳書 電工						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器据付工			人			
ケーブル・電線布設工			人			
ケーブル直接接続工			人			
端末処理工			人			
電線撤去工			人			
機器取外し・撤去工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第3号内訳書 設備機械工						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器据付工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第4号内訳書 技術者(据付)						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器据付工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第5号内訳書 技術者(試験)						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
組合せ試験			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第6号内訳書		複合工費				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
防火区画処理	床 800*800*250	1	か所			
計						

()

福山市上下水道局

第7号内訳書		準備費(積上げ)				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
スクラップ運搬処分費		1	式			第5号明細書
計						

第1号明細書 低圧ケーブル						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
低圧ケーブル	600V EM-CE38sq-3C	5.61	m			
端末処理材	600V EM-CE38sq-3C	1	組			
低圧ケーブル	600V EM-CE 5.5sq-3c	160	m			
低圧ケーブル	600V EM-CE 3.5sq-3c	651	m			
低圧ケーブル	600V EM-CE 3.5sq-2c	5.28	m			
低圧ケーブル	600V EM-CE 2sq-3c	111	m			
同上付属材料		1	式			
計						

第2号明細書 制御用ケーブル						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
制御用ケーブル	EM-CEE 5.5sq-2c	377	m			
制御用ケーブル	EM-CEE 2sq-3c	21.1	m			
制御用ケーブル	EM-CEE 2sq-2c	112	m			
制御用ケーブル	EM-CEE 1.25sq-10c	63.4	m			
制御用ケーブル	EM-CEE 1.25sq-3c	10.6	m			
同上付属材料		1	式			
計						

第3号明細書 電線						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
電線	EM-IE 3.5sq	81.3	m			
同上付属材料		1	式			
計						

第4号明細書 鋼材加工品						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
盤架台	SS製	44.3	kg			
ピット蓋	SS製	17.8	kg			
側面板(RY-E1用)	SS製	22.8	kg			
計						

第5号明細書		スクラップ運搬処分費				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
スクラップ運搬	クレーン装置付BT4～4.5t級2.9t吊 片道運搬距離11.5km以下	0.71	t			
スクラップ費	鉄屑(ヘビーH1)	0.39	t			
スクラップ費	1号銅線	11.7	kg			
スクラップ費	2号銅線	132	kg			
スクラップ費	電線ナゲット	320	kg			
計						

第1章 総 則

第1節 一般事項

第1条 適用の範囲

本仕様書は、広島県福山市が発注する以下に掲げる松永浄化センター用水・消毒設備コントロールセンタ取替工事に適用するものである。なお、本仕様書に記載されていない事項については、「電気設備工事一般仕様書・同標準図」（編著 日本下水道事業団）によるものとする。

第2条 工事名称

松永浄化センター用水・消毒設備コントロールセンタ取替工事

第3条 工事場所

松永浄化センター
福山市柳津町一丁目地内

第4条 工 期

本工事の工期は、工事請負契約（以下「契約」と言う。）締結の日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

本工事の工期は工事検査期間として14日間を見込んでいる。

第5条 施工範囲

本工事の施工範囲は、機器の設計、製作搬入、据付、配線、調整、単体試験、それらによって生ずる手直しなど一切を含むものとし、本設備を完成するために当然必要なものは、本仕様書に明記しない場合にあっても発注者の指示により受注者の負担で施工しなければならない。

第6条 疑義の処理

設計図書の内容及び本工事施工について、疑義を生じた事項については、すみやかに監督員と協議しなければならない。

第7条 関係官公庁、関係機関との協議

工事の施工に関係する官公庁及び機関（以下「関係機関」と言う。）との協議を充分に行い、工事の円滑な進行を計らなければならない。

また、関係機関と協議を要する時、または協議の要請を受けた時は、遅滞なく監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

第8条 公害の防止

工事の施工に当たり、公害防止に関する法令及び条例にしたがい、一般者に迷惑がかからないよう公害の防止につとめなければならない。

第9条 安全管理

- (1) 受注者は、工事の安全な施工に常に細心の注意を払い、一般者及び工事従業者の保安につとめなければならない。
- (2) 現場内の整理、整頓を常に行い、保安及び衛生につとめなければならない。
- (3) 緊急時の応急処置、連絡方法等を工事従業者に徹底しなければならない。
- (4) 危険物の保管及び取扱いは、安全の方策を講じなければならない。
- (5) 重要な施設の中、若しくはこれに接近して施工する場合は、前もって監督員と緊急の応急措置、連絡方法等について協議し、これらを厳守しなければならない。
- (6) 火災、盗難及びその他の事故防止について、十分な管理を行わなければならない。

第10条 施設の保全

- (1) 工事の施工に当たり、既存の施設に支障を及ぼさないように、必要な対策を講じなければならない。
- (2) 既存工作物等に損害を与えるか、またはやむを得ず一時撤去するなどの必要が生じた場合には、監督員に報告し、これの指示に従わなければならない。

第11条 資格を有する作業

法令に定められた資格を必要とする作業は、有資格者により行われなければならない。

第12条 事前調査及び施工計画

現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、施工計画を立てて、書面で監督員に提出し、承諾を得るものである。

第13条 石綿含有建材の事前調査

本工事の施工に当たり、事前に工事を行う工作物及び建築物等に対し石綿含有建材が使用されているか否か調査を行わなければならない。事前調査の結果については記録の作成や工事現場への備え付け、発注者への説明、都道府県及び労働基準監督署への報告を行うこと。

第14条 現場代理人及び工事従業者の選定

- (1) 受注者は、工事の目的及び内容を十分に理解できる優秀な現場代理人、主任技術者及び専門技術者を選定して、工事目的を完全に達成しなければならない。

- (2) 工事に従事させる従業員及び作業者は、工事の目的及び内容が十分に理解できるものを選び、工事を円滑に、安全に施工し、完成させなければならない。

第15条 材料の規格

本工事で製作する機器の部品、材料及び工事用資材は、全て設計図書に記載する規格に適合するもの、又はこれに準じるものを使用しなければならない。

第16条 提出図書及び報告書

受注者は施工に先立って下記の図書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。なお、承諾後の変更事項についても、その都度監督員の承諾を得なければならない。

- (1) 施工計画書（機器製作計画を含む）
- (2) 製作仕様書
- (3) 設計計算書
- (4) 盤製作詳細図
- (5) 結線図
- (6) 機器据付図・基礎図
- (7) 検査要領書
- (8) その他監督員が必要と認めた図書

第17条 機器の製作

- (1) 機器を製作する前に、監督員と十分に打ち合わせ及び協議を行い、機器製作承諾申請図書を監督員に提出し、これの承諾を受けなければならない。
- (2) 監督員の承諾後に、変更をする必要が生じた事項は、その都度協議を行い、変更承諾申請図書を提出し、これの承諾を受けなければならない。

第18条 据付配置

- (1) 据付配置は、設計図書及び現場を熟知の上、機器の性質を考慮し、維持管理を安全に、かつ円滑に行うことが出来るよう配置するものとする。また、基礎、建屋等に著しい変更を及ぼさないよう留意しなければならない。
- (2) 各機器及び工事用資材の据付工事は、工事施工承諾申請図書を監督員に提出し、これの承諾を受け、手戻りが無いよう、確実に施工しなければならない。

第19条 荷造り及び搬入

- (1) 機器の荷造り、搬入に際しては、建築物その他施設に損害を与えないよう、十分に注意して行わなければならない。
- (2) 機器の搬入時、据付時期、方法等は、全て監督員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。

第20条 工事完成時における提出書類

完成図書 2部

工事写真帳（紙面及び電子媒体（CD または DVD）） 1部

第2節 準拠規格

1. 準拠規格、基準及び規定

本工事は、以下に掲げる規格、基準及び規定に準拠するものとする。

- (1) J I S（日本工業標準規格）
- (2) J E C（電気学会規格調査会標準規格）
- (3) J E M（日本電気工業会標準規格）
- (4) J C S（電線技術委員会標準規格）
- (5) 電気設備に関する技術基準
- (6) 日本下水道事業団 電気設備工事必携
- (7) 日本下水道事業団 電気設備工事施工指針
- (8) 日本下水道事業団 電気設備工事一般仕様書・同標準図
- (9) その他関係規格、基準及び規定

第2章 電気設備工事

第1節 一般事項

第1条 概要

本設備は、各負荷に電源を供給するほか運転操作、計測、監視制御を行うためのものである。

第2条 設備機器

受変電設備

(1) 水処理棟 No.1 動力主幹盤(LC-W-01)機能増設 1式

運転操作設備

(1) 用水・消毒設備コントロールセンタ(CC-E01) 1式(2面)

第3条 工事範囲

(1) 第2条に記載の機器製作及び搬入据付工事

(2) 第2条に記載の各機器間の電源及び制御ケーブル配線工事

上記に伴う配線 1式

(3) 既設補助継電器盤(RY-E1)への側面板取付、取り合い及び全点試験

補助継電器盤(RY-E1)への側面板取付 1式

コントロールセンタユニットとの取合試験調整 1式(19ユニット)

(4) 撤去工事

下記記載盤および配線類の撤去工事

用水・消毒設備コントロールセンタ(CC-E1) 2面

撤去後のピット蓋取付 1式

その他上記に伴う諸工事

第4条 施工上の注意点

(1) 本工事は電気設備切替工事のため既設を十分把握し実施すること。

切替途中段階においても中央監視設備との信号確認、試験を必ず行い監視信号、制御信号の誤りによる誤動作を避けること。

第2節 機器仕様

第1条 受変電設備

1. 水処理棟 No.1 動力主幹盤(LC-W-01)機能増設

(1) 機能増設内容

分岐フィーダの変更（機器の取付及び撤去）を行う。

(2) 数 量 1 式

(3) 盤面取付器具

1) 配線用遮断器	3P 100AF	1 台
2) 計器用変流器	100/5A	1 台
3) 電力量計		1 台
4) 故障表示灯フィルム名板		1 式
5) その他必要なもの		1 式

第2条 運転操作設備

1. 用水・消毒設備コントロールセンタ(CC-E01)

(1) 形 式 鋼板製閉鎖配電盤 両面形

(2) 数 量 1 式(2面構成)

(3) 寸 法 設計図を参照し、承諾図にて決定する。

(4) 定 格 3相 440V、1相 100V、母線電流 800A、短絡電流 30kA

(5) 収納ユニット

1) 引込ユニット（電源表示灯、ヒューズ）	1 組
2) 制御電源ユニット（1φ TR1kVA、MCCB2P100AF、2P15AF）	1 組
3) 電源送りユニット（MCCB3P100AF、51G）	6 組
4) 非可逆ユニット（11kW 用、51G）	1 組
5) 非可逆ユニット（5.5kW 用、51G）	1 組
6) 非可逆ユニット（3.7kW 用、51G）	1 組
7) 非可逆ユニット（2.2kW 用、51G）	4 組
8) 非可逆ユニット（1.5kW 用、51G）	4 組
8) 非可逆ユニット（0.4kW 用、51G）	2 組
7) その他必要なもの	1 式

特記仕様書（共通事項）

第1章 総則

第1節 適用

1. 本特記仕様書は、松永浄化センター用水・消毒設備コントロールセンター取替工事に適用する。

第2節 留意事項

1. 本特記仕様書に記載のない事項については、「福山市工事請負契約約款（契約書を含む）」、「設計図書（別冊図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう）」、「福山市上下水道局建設工事施行規程」、「福山市上下水道局工事検査技術基準」、「福山市下水道構造標準図」、「下水道土木工事共通仕様書(案)-2021年版-〔(公社)日本下水道協会〕」、「広島県土木工事共通仕様書（令和7年8月）」、その他関係規則によるものとする。
2. 施工にあたり、日本国の関係諸法令、諸官公庁の通達、施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きを速やかに行ない、監督員に報告すること。
3. 施工にあたり、必要な事項及び固有の条件等は、この特記仕様書によるもののほか、別紙、施工条件表のとおりとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。
4. 契約約款第3条に基づき、契約締結後14日以内に工程表を作成し、提出すること。
5. 着工前に地元関係者と本工事の施工方法等について、十分に打合せ等を行い理解を得て円滑に工事が完成するよう努めること。
6. 工事開始日以降40日以内に着手すること。
7. 本工事は、法定外の労災保険契約の保険料を見込んでいる。

第3節 事業損失防止

1. 施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、振動等を原因として生じた、建物等の損害等の補償に関しては、「福山市上下水道局建設工事損失補償事務特記仕様書」によるものとする。
2. 発注者が近接する建物等の調査を実施する場合は、受注者は発注者の行う調査の範囲を把握し、近接する区間の施工には、細心の注意を払って施工すること。
3. 発注者が調査を実施しない建物等について、受注者は必要に応じて事前に建物等の調査を実施すること。なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。
4. 事業損失が発生する可能性があるときは、監督員と協議すること。

第4節 主任（監理）技術者の配置等

1. 主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

①契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

④工事完成後、検査が終了し、事務手続きなどの残務があり、引渡しを受けるまでの期間

2. 主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

①技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき

②受注者の責による理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

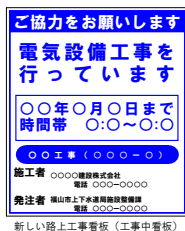
第2章 施工

第1節 安全対策

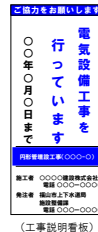
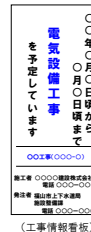
1. 片側交互通行及び通行止め等の交通制限を行う場合は、関係官公署の許可条件を遵守し、安全かつ円滑な交通を確保して事故発生のないように努めること。
2. 作業現場、作業用地内の整理整頓に留意して必要な安全施設の設置等を行い、関係者以外の立入りを禁止して危険防止に努めること。
3. 路面の補修及び転落防止対策に努めるなど、交通及び保安上の十分な措置を講じること。
4. 作業時間外（夜間等）に交通制限を行う場合は、その範囲を最小限とし夜間の保安施設は注意灯、回転灯及び防護柵等を設置して十分に配慮すること。
5. 施工に伴い事故が発生した場合は、迅速に所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、並びに事故による被害の内容等について、速やかに「事故等速報」等により、監督員に報告すること。

第2節 現道工事における保安施設

1. 保安施設は、「広島県土木工事共通仕様書」による現道工事における保安施設配置図（案）及び保安施設設置基準を基本とし、現場条件等に応じ適切に実施すること。ただし、「工事表示板」及び「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとすること。なお、この標準様式によらない場合は、監督員と協議すること。
2. 保安施設のうち工事情報看板の設置時期については、工事現場周辺の住民及び道路利用者等に十分周知の図れるよう事前に設置すること。また、その他の保安施設の設置時期は、現場着手にあわせて適切な時期に設置すること。
3. 作業休止中（休日等）で通行に支障のない場合は、作業のないことの周知が図れるように標識等を撤去またはシート等でかくす等、措置すること。
4. 施工に伴い止むを得ず路面に段差が生じた状態で交通開放する場合は、通行者に周知が図れるよう警戒看板等を設置するとともに、通行者の安全に十分配慮すること。
5. 台風等により暴風雨等が予測される場合は、保安施設（工事看板等）が頑丈に固定されていることを確認するとともに、設置場所等の状況によっては、一時撤去し、飛散しないように最善の策を講ずること。
6. 「工事表示板」、「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとする。なお、看板の寸法は、現場条件等に応じて適切な大きさとすること。



- 何の工事を何の目的で実施しているかをわかりやすく示す「**工事内容**」を表示します
- 「**工事期間**」は、一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調します
- 工事内容を簡潔に説明した「**工事類別**」を表示します



第3節 交通誘導警備員

1. 交通誘導警備員を配置するにあたって、安全かつ円滑な交通が確保できるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育等を行うこと。
2. 受注者は工事現場の交通状況を十分に把握し、交通誘導警備員の休憩、休憩時間において交通誘導警備員が必要な場合は、監督員と協議を行って交替要員を配置するものとし、必要と認められる場合は契約変更できるものとする。
3. 交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、作業日当日標準作業量から必要な人数を見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積み上げ人数の増員に対する変更は行わない。また、工事実績の交通誘導警備員が減となった場合は、実績数量により変更を行なう。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等が生じた場合はこの限りでない。
4. 交通誘導警備員とは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。
5. 交通誘導警備員Bとは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。
6. 「警備員等の検定等に関する規則」により、広島県公安委員会から認定告示（2020年10月1日広島県公安委員会告示第73号）のあった路線に係る交通誘導を実施する場合については、交通誘導警備員Aを誘導日あたり1名以上配置すること。

第4節 現場管理

1. 土留工の施工は、地盤変動に留意して適切に設置撤去すること。また、設置撤去の不良により地下埋設物、通行者及び隣接物等に損害を与えた場合は、受注者の責任により速やかに対処すること。
2. 埋戻工の施工は、十分な締固めを行うこと。また、埋戻し及び締固めの不良により地下埋設物、通行者及び隣接物等に損害を与えた場合は、受注者の責任により速やかに対処すること。
3. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解し、工事現場及び現場周辺の状況に留意して施工すること。
4. 施工に伴い通常避けることができない損害等の発生が予見されるときは、速やかに監督員に協議すること。
5. 小黒板情報電子化対応ソフトウェアを使用する場合は、「土木工事共通仕様書（広島版）」に従い、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで、使用する機器・ソフトウェア等について工事着手までに提出すること。また、工事完成時に小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出すること。

第5節 地下埋設物

1. 工事着手前には、地下埋設物及び地下構造物の調査を行うとともに、当該管理者に立会を求めてその位置を確認し、管理者の指示を遵守して埋設物及び構造物に損害を与えないよう注意して施工すること。
2. 必要に応じて試掘を実施し、その位置を確認すること。また、当該管理者との協議及び試掘の結果を発注者へ提出すること。

第6節 環境対策

1. 施工に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について、関係法令及び仕様書の規定を遵守の上、周辺地域の環境保全に努めるものとする。また、施工計画及び工事実施の各段階において十分検討して必要な措置を講ずること。
2. 受注者は、大気汚染防止法に基づき本工事が特定工事に該当するかについて、事前調査（設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査等）を行いその結果を監督員に説明し、事前調査結果（受注者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果等）を現場の公衆に見やすい場所に掲示すること。なお、掲示物の大きさは長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上、縦長横長問わず）とする。また、監督員への説明書面の写し、及び事前調査の記録は、工事完了後3年間保存すること。
3. 資機材等の運搬にあたっては、運搬経路及び作業時間帯に留意すること。
4. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解して、工事現場及び現場周辺の状況に留意すること。
5. 広島県土木工事共通仕様書（令和7年8月）『1-1-1-34 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第3次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第7節 工事用地

1. 本工事に必要な現場事務所及び資材置場等の用地は、全て受注者の責任と負担において確保すること。

第8節 情報共有システムの利用

1. 情報共有システムとは、業務の効率化を図り、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するものであり、本工事が対象であるかは施工条件表を参照すること。
2. 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム <http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyohoushisutemu2.html>
3. 受注者は、情報共有システムの利用対象としないことを希望する場合は、契約後すみやかに発注者にその旨を協議し、承諾を得ること。
4. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、（一社）広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。
5. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、「情報共有システム利用手引(土木工事)」に基づき運用すること。

第3章 建設副産物

第1節 特定建設資材廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊等）

1. 特定建設資材廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 特定建設資材廃棄物は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ搬出し再資源化しなければならない。
3. 搬出先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行なうとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行なうこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第2節 産業廃棄物の場外保管

1. 本工事に発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第3節 再生資源利用計画

1. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

第4章 熱中症対策

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

1. 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日間、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日及び振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
2. 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温又は最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
3. 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、本工事において、上記地上観測所及び観測地点は、「福山」とすることを標準とする。
4. 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督員に提出すること。
5. 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督員と協議するものとする。
6. 積算方法は次のとおりとする。
 - (1) 補正方法
ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。ただし、現場管理費率の補正は、「積算寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本通知の補正値を合計し、2%を上限とする。
イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
ウ 補正値（%）＝真夏日率×1.2
(2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
7. 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事に対象外とすることが出来る。
8. 検査員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

第5章 その他

1. 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、疑義が生じた場合は、その都度、速やかに監督員と協議を行なうこと。

施 工 条 件 表

対象工事名 : 松永浄化センター用水・消毒設備コントロールセンタ取替工事

項目	事 項	該 当	内 容			
① 計 画 準 備 関 係	施工計画書等の提出	● あり ○ なし	現場着手に先立ち、「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書・同標準図」に基づき機器製作計画書及び現場施工計画書を作成し、本工事（試掘等を含む）着手日前までに、監督員に提出し受理されること。			
		● あり ○ なし	現場着手に先立ち、「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書・同標準図」に基づき機器製作対比表及び主要資材承認書を作成し、監督員の確認を得ること。			
	変更図面の作成	● あり ○ なし	設計図書に基づき現地の調査等を行い、現地の状況について照査する。変更が生じた場合は、変更図面を作成し、変更理由と共に監督職員に提出し協議すること。			
	取付ますの設置	○ あり ● なし	取付ますを設置できる権利がある関係者に対し、あらかじめ取付管及び取付ますの設置に関して十分に説明し、設置の有無及び設置場所の確認等を行い、「取付管及び取付ます設置確認書」を取得し、施工すること。また、取付ますの深さについても、十分検討すること。 なお、取得した「取付管及び取付ます設置確認書」は、完成図書とあわせて提出すること。			
	誓約書の提出	○ あり ● なし	試験掘りに先立ち、水道管、ガス管、その他の地下埋設物に対し、施工による不測の事態に対処するため、各管理者に誓約書を提出すること。また、その誓約書の写しを提出すること。 なお、福山市上下水道局管路維持課に提出する誓約書には、福山市上下水道局指定の配水本管工事施工資格業者を誓約業者として指定すること。			
	協議	○ あり ● なし	次のとおり、関係機関及び地域住民等との協議を行うこと。			
			関係機関	事項	協議の内容	備考
			関係機関	関係法令	関係法令に対する、届出、許可など	
段階確認	● あり ○ なし	施工の重要な段階において、監督員の段階確認を受け、適切に実施すること。 なお、段階確認の工種及び時期、箇所等については、監督員と事前に協議するものとし、施工計画書に記載すること。				
その他	● あり ○ なし	設計金額3,500万円以上の工事は、原則として広島県工事中情報共有システムを利用する。				

項目	事 項	該 当	内 容																
② 工 程 関 係	工事期間	● あり ○ なし	工事期間は、次のとおりの期間の合計としている。また、本工事（試掘等を含む）着手までの準備期間とし60日間を、検査期間は14日間を見込んでいる。なお、この工事期間には、雨天、休日等（作業期間内の全土曜日及び日曜日、並びに休暇等）を含んでいる。 <input checked="" type="checkbox"/> 準備期間 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事施工期間 <input type="checkbox"/> 建物等調査期間 <input checked="" type="checkbox"/> 変更協議期間 <input checked="" type="checkbox"/> 工場製作期間 <input checked="" type="checkbox"/> 後片付け期間 <input checked="" type="checkbox"/> 検査期間 <input type="checkbox"/> 水道管移設期間 <input type="checkbox"/> ガス管移設期間																
		○ あり ● なし	本工事に関連して、次の工事が施工、施工予定とされているため、相互に連絡・調整等を密にし施工すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">関連工事の名称</th> <th style="width: 20%;">発注者名</th> <th style="width: 20%;">予定期間</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	関連工事の名称	発注者名	予定期間	備考												
	関連工事の名称	発注者名	予定期間	備考															
制約条件	● あり ○ なし	施工時期、施工時間及び施工方法に制約条件があるため、次のとおり、適切な処置を行うこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">制約の要因</th> <th style="width: 40%;">制約の内容</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理場</td> <td>施設運用</td> <td>稼働中施設のため、運転との兼ね合いで制約が生じる場合あり。</td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		場所	制約の要因	制約の内容	備考	処理場	施設運用	稼働中施設のため、運転との兼ね合いで制約が生じる場合あり。									
		場所	制約の要因	制約の内容	備考														
処理場	施設運用	稼働中施設のため、運転との兼ね合いで制約が生じる場合あり。																	
その他	○ あり ● なし																		
③ 用 地 関 係	借地	○ あり ● なし	次のとおり、借地を見込んでいる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">目的</th> <th style="width: 20%;">面積</th> <th style="width: 20%;">使用後の処置</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	場所	目的	面積	使用後の処置	備考											
			場所	目的	面積	使用後の処置	備考												
工事用地	○ あり ● なし	工事区間において、次のとおり、一部未処理用地がある。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">面積</th> <th style="width: 20%;">協議内容</th> <th style="width: 20%;">完了見込時期</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		場所	面積	協議内容	完了見込時期	備考											
		場所	面積	協議内容	完了見込時期	備考													
学校用地での施工	○ あり ● なし	学校用地における各種施設について形質を変更した箇所については、受注者の責任において原形復旧すること。																	

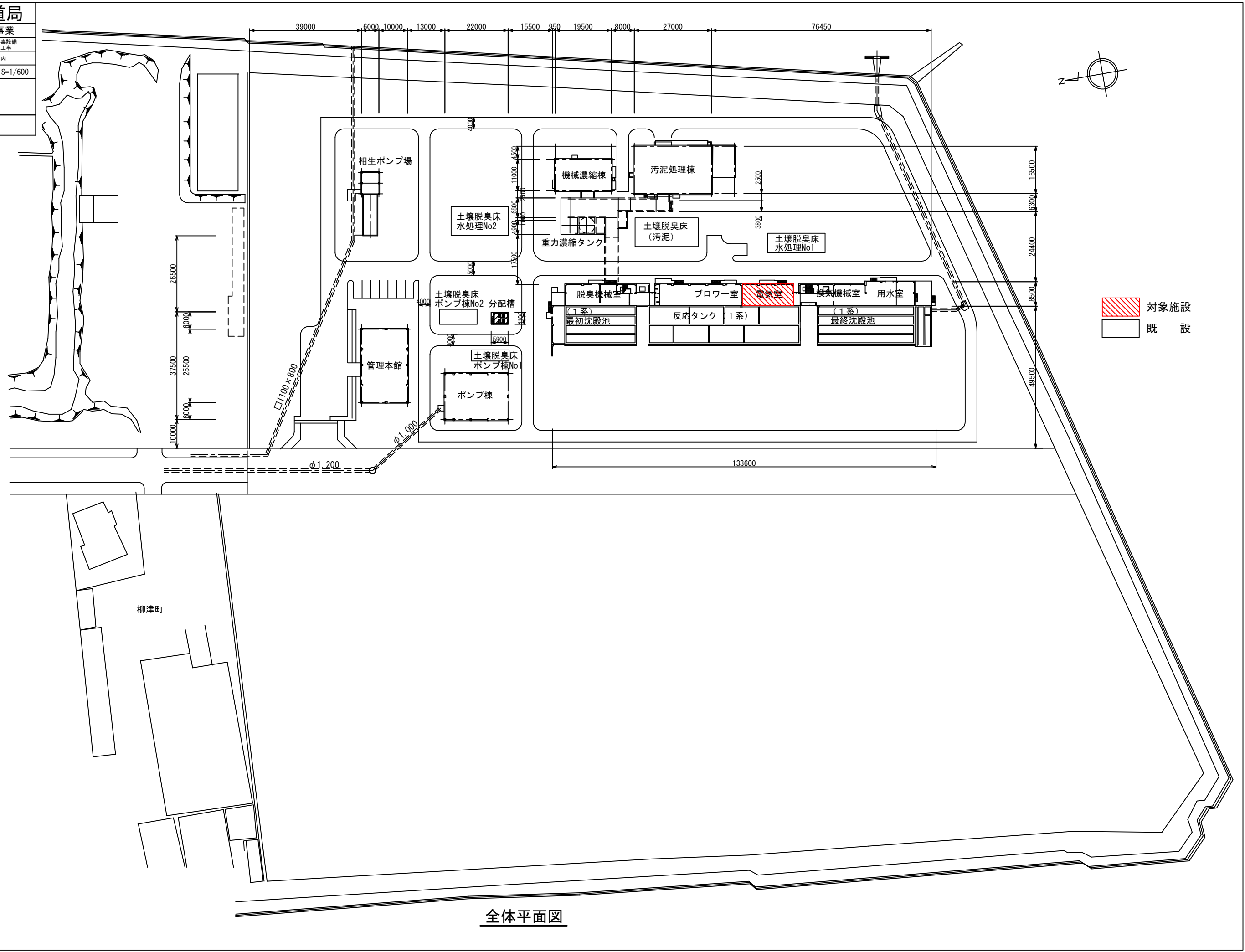
項目	事項	該当		内容				
④ 周辺環境保全関係	建設公害の処置	●あり	○なし	騒音・振動・粉塵・その他の防止のため、次のとおり、適切な処置を行うこと。				
				項目	処理方法		備考	
				建設機械（全般）	排出ガス対策型の使用			
	建物等の調査	○あり	●なし	一部の区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、次のとおり、発注者において近接する建物等の調査を実施する予定としている。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。				
				調査内容	調査項目	数量	備考	
井戸の調査及びその他の調査等	○あり	●なし	一部の区間において、第三者に何らかの影響をおよぼすことが懸念されるため、次のとおり、事前に井戸調査及びその他の調査等を実施し、調査結果（計量証明書等）を監督員に提出すること。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。					
			調査内容	調査項目	数量	備考		
六価クロム溶出試験の実施	○あり	●なし	次のとおり、「六価クロム溶出試験」を実施し、試験結果（計量証明書）を監督員に提出すること。 試験方法は、セメント及びセメント系固化工材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。 なお、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。					
			場所	工種	配合設計段階検体数	施工後段階検体数	工法	備考
			合計		検体			
濁水・湧水の処理	○あり	●なし	施工に伴い発生する濁水・湧水は、水槽等の沈砂池により適切に処理し、排水すること。					
その他	○あり	●なし						

項目	事項	該当		内容					
⑤ 安全対策関係	交通誘導警備員	○あり	●なし	交通誘導員については、次のとおり見込んでいる。					
				場所	配置人数	配置期間	備考		
	近接施工	○あり	●なし	重要施設に近接した施工となるため、次のとおり、適切に管理を行うこと。					
場所				近接する施設	条件	備考			
作業時間内の埋戻復旧（管きょう工）	○あり	●なし	作業時間外は交通開放するため、掘削・埋戻は即日を実施すること。 また、作業時間内に埋戻し・復旧を完了させ、作業時間外は掘削に伴う開口部を残さないこと。 なお、不測の事態により、埋戻復旧ができない場合は、警察等の関係機関へ連絡し、監督員に報告すること。 掘削・埋戻・復旧に係る割増を見込んでいる。						
掘削部の安全対策（分水室）	○あり	●なし	分水室の施工に係る掘削部について、道路管理者および警察等と協議し安全対策を実施すること。 その際に必要となる対策費用については、共通仮設費（率計上）以外について設計変更の対象とする。						
⑥ 埋戻関係	処理土	○あり	●なし	処理土の購入先は、建設発生土リサイクルプラントを見込んでいる。					
	流用土（現場内流用）	○あり	●なし	埋戻土は、現場発生土の一部を流用することとしている。					
	流用土（他工事流用）	○あり	●なし	埋戻土は、次のとおり、他工事の発生土を流用する予定としている。 なお、止むを得ない事情により、これにより難い場合は、別途、協議すること。					
				他工事名	搬入場所	搬入時期	備考		
真砂土	○あり	●なし	管きょう工以外において、不足する埋戻土は、真砂土（購入）を使用すること。						
品質管理	○あり	●なし	品質管理頻度	埋戻土量	試験回数	試験方法	(次のいずれか) (土研式円すい貫入試験)	簡易貫入試験	市道 14回以上/10cm
				500~1000m3未満	2回			県道 17回以上/10cm	
				1000m3以上	3回以上			現場密度試験	90%以上 (複数回の場合異なる層、位置で実施)

項目	事 項	該 当		内 容			
⑦ 建設副産物関係	建設発生土	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	当該工事により発生する建設発生土は、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）に搬出するものとする。			
	建設発生土 (他工事流用)	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	他工事流用の場合は、次の運搬先を見込んでいる。			
				工事名	搬出場所	搬出時期	備考
	建設汚泥（泥土）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	建設汚泥（泥土）は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
	建設汚泥（泥水）	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	建設汚泥（泥水）は、次の運搬先を見込んでいる。			
				種別	搬出場所	運搬距離	備考
特定建設資材の廃棄物	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	特定建設資材の廃棄物は、次の運搬先を見込んでいる。				
			種別	搬出場所	運搬距離	備考	
			アスファルト殻				
			コンクリート殻				
建設副産物情報 交換システム	<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	建設副産物情報交換システムの登録対象工事である。				
広島県土砂の適正処理 に関する条例	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	「広島県の土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可の対象となる工事である。				
その他	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし					

項目	事 項	該 当		内 容			
⑧ 仮設関係	土留	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	次のとおり、土留を見込んでいる。なお、開削工における建込土留については任意仮設とする。仮設方法は土質条件・現場条件および周辺環境を考慮し施工管理・出来形管理を行うこと。			
				場所	工法	土留種別	備考
	仮設(土留)材料の残置	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	次のとおり、工事終了後も仮設（土留）材料を残置すること。			
				場所	仮設材料名	残置の形態	数量
	仮設(土留)材料の賃料	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	本工事で使用する仮設鋼矢板及びH鋼杭は施工済であり、本工事における当該仮設材の賃料について以下のとおり計上している。			
				場所	規格	賃料計上開始日	数量
	覆工材料の残置	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	別途工事で引き続いて使用するため、次のとおり、工事終了後も覆工材料を残置すること。			
				場所	仕様	数量	付属部材
	水替	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	施工に伴う湧水について、水替ポンプにより排水することを見込んでいる。			
仮設電力設備	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	次のとおり、仮設電力設備を見込んでいる。				
			場所	設備の種類			備考
			<input type="checkbox"/> 発動発電機	<input type="checkbox"/> 低圧受電	<input type="checkbox"/> 高圧受電		
一般搬入道路	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	一般道路を搬入路として使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。				
			搬入道路	期間	時間	工事中・後の処置	備考
仮設進入口	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	仮設進入口を設置・使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。				
			期間	安全施設	使用中の処置	使用後の処置	備考
その他	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし					

福山市上下水道局			
令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンター取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	1 / 19	縮尺	S=1/600
全体平面図			
令和 8 年 4 月			



全体平面図

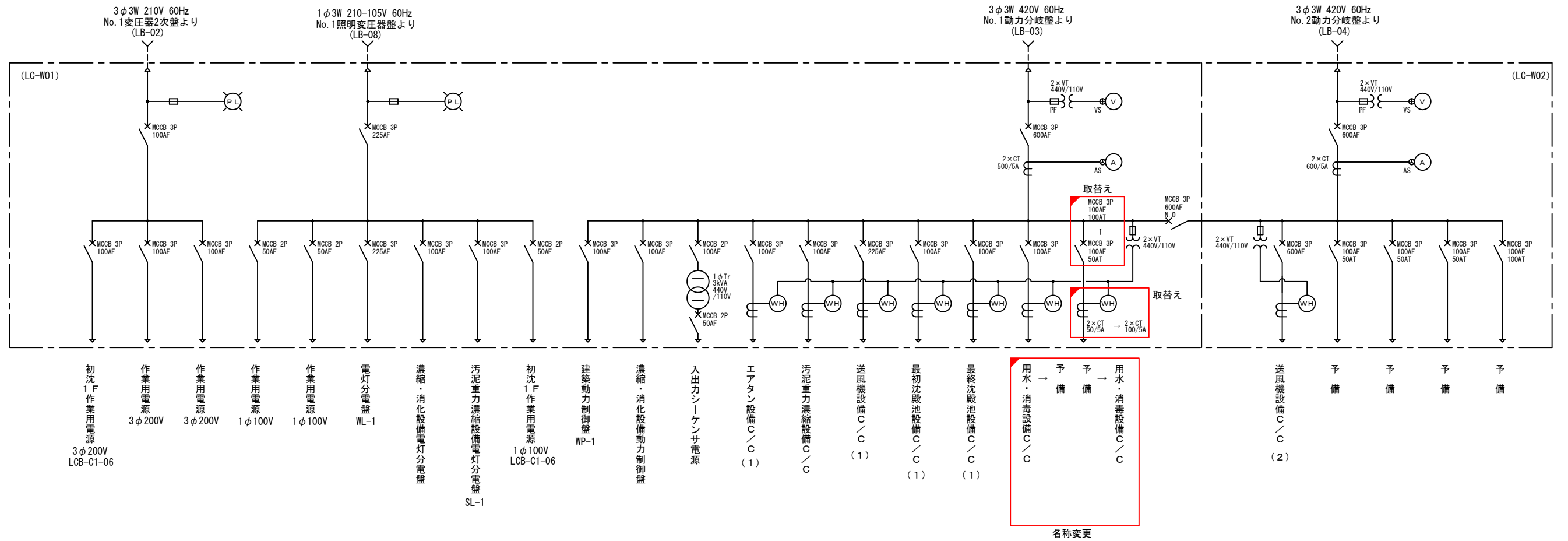
福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業

工事名称 松永浄化センター用水・消毒設備
コントロールセンター取替工事
工事場所 福山市柳津町一丁目地内
図面番号 2 / 19 縮尺 NON

水処理棟単線結線図

令和 8 年 4 月



凡例

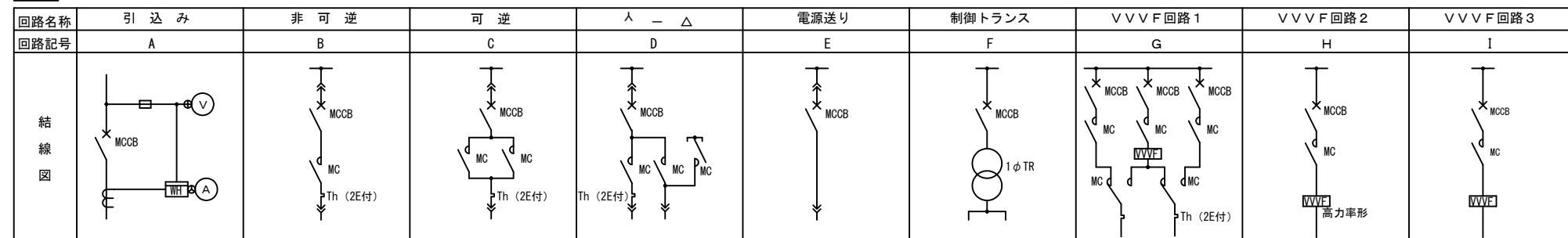
記号	名称	記号	名称	記号	名称
CT	変流器	W	電力計	P/P	パルス変換器
VT	計器用変圧器	A/TD	トランスデューサ(電流)	K-310	ブロウ棟1A変換器盤
VCT	計器用変成器	h	運転時間計	R10-A01	受変電・自家発電備りモート10
T	変圧器	Var	無効電力計	[I+>]	地絡過電流継電器
VCB	真空しゃ断器	n	回転数計	[I>]	過電流継電器
ACB	気中しゃ断器	APFC	自動力率制御装置	[U+>]	地絡過電圧継電器
ZCT	零相変流器	RG	電流制限抵抗器	[I+>]	地絡方向継電器
ZPC	コンデンサ形接地電圧変成器	AVR	自動電圧調整器	[I>]	短絡方向継電器
ZVT	零相電圧検出器	G	発電機	[U>]	過電圧継電器
PF	電力ヒューズ	A	電流計	[U<]	不足電圧継電器
SC	力率改善用コンデンサ	V	電圧計	[P<]	逆電力継電器
MCCB	配線用しゃ断器	AS	電流計切換スイッチ	[P<]	不足電力継電器
VCS	真空電磁接触器	VS	電圧計切換スイッチ	[f>]	周波数継電器(周波数上昇)
SR	コンデンサ用リアクトル	WH	電力量計	[f<]	周波数継電器(周波数低下)
Hz	周波数計	2E	2要素継電器		
COSφ	力率計	3E	3要素継電器		

- 注記
 1. は今回更新を示す。
 2. は機能増設を示す。
 3. は将来を示す。
 4. その他特記なきものは既設を示す。

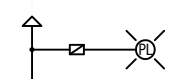
水処理棟単線結線図

福山市上下水道局			
令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	3 / 19	縮尺	S=1/20
用水・消毒設備CC盤(新設)			
令和 8 年 4 月			

凡例

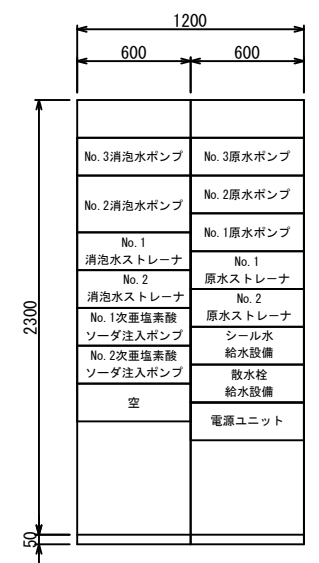


水処理No.1動力主幹盤より
3φ3W420V60Hz

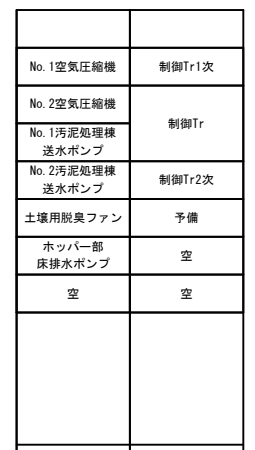


用水・消毒設備コントロールセンタ (CC-E01)

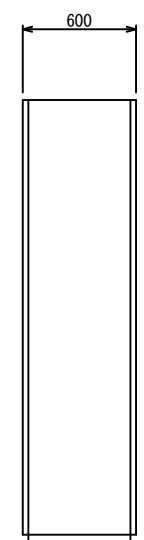
回路記号	B	E	B	E	E	B	B	E	B	B	B	B	F
負荷名称	原水ポンプ	原水ストレーナ	空気圧縮機	シール水給水設備	散水栓給水設備	No.3消泡水ポンプ	No.2消泡水ポンプ	消泡水ストレーナ	汚泥処理棟送水ポンプ	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	土壌用脱臭ファン	ホッパー部床排水ポンプ	制御電源
負荷番号	E1-01~03	E1-04, 05	E1-06, 07	E1-08	E1-09	E1-10	E1-11	E1-12, 13	E1-14, 15	E1-16, 17	E1-18	E1-19	
容量[kW]	1.5	0.1	2.2	3.7×2	3.7	5.5	11	0.1	2.2	0.4	3.7	1.5	1kVA
MCCB[AF]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
台数	既設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	今回	3 (1)	2	2 (1)	1	1	1	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1	1	1
	全体	3 (1)	2	2 (1)	1	1	1	1	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1	1
漏電リレー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
過電流検出器 (瞬時形)													
運転時間計	○		○			○	○		○		○		
電流計	○		○			○	○		○		○	○	
進相コンデンサ													
備考													



正面図



背面図



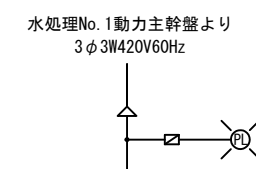
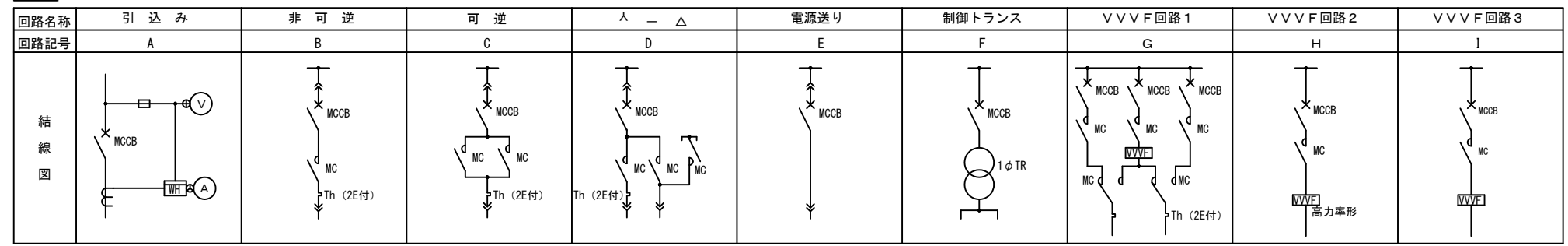
側面図

用水消毒設備コントロールセンタ、補助継電器盤外形図 (CC-E01)

注記
1. 盤寸法は参考とし、承諾図において決定する。
2. 本図は今回工事を示す。

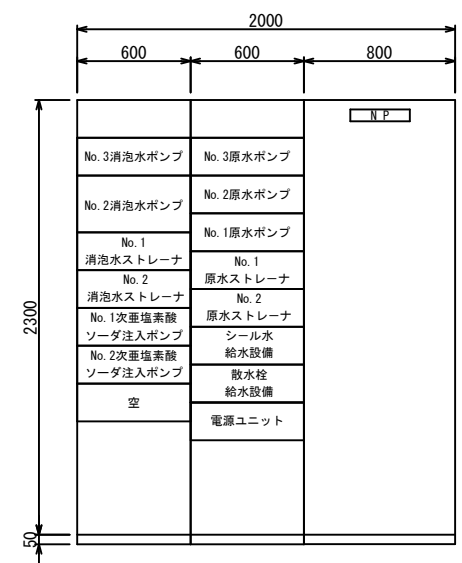
福山市上下水道局			
令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	4 / 19	縮尺	S=1/20
用水・消毒設備CC・RY盤(既設)			
令和 8年 4月			

凡例

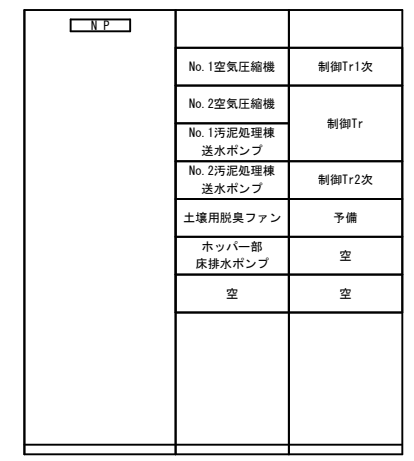


用水・消毒設備コントロールセンタ (CC-E1)

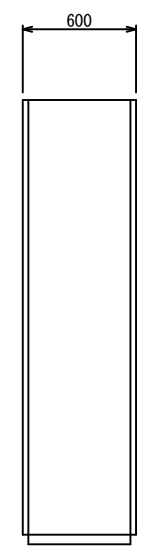
回路記号	B	E	B	E	E	B	B	E	B	B	B	B	F
負荷名称	原水ポンプ	原水ストレーナ	空気圧縮機	シール水給水設備	散水栓給水設備	No.3消泡水ポンプ	No.2消泡水ポンプ	消泡水ストレーナ	汚泥処理棟送水ポンプ	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	土壌用脱臭ファン	ホッパー部床排水ポンプ	制御電源
負荷番号	E1-01~03	E1-04, 05	E1-06, 07	E1-08	E1-09	E1-10	E1-11	E1-12, 13	E1-14, 15	E1-16, 17	E1-18	E1-19	
容量[kW]	1.5	0.1	2.2	3.7×2	3.7	5.5	11	0.1	2.2	0.4	3.7	1.5	1kVA
MCCB[AF]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
既設	3 (1)	2	2 (1)	1	1	1	1	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1	1	1
漏電リレー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
過電流検出器 (瞬時形)													
運転時間計	○		○			○	○		○		○		
電流計	○		○			○	○		○		○	○	
進相コンデンサ													
備考													



正面図



背面図

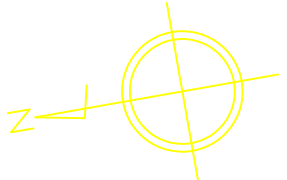
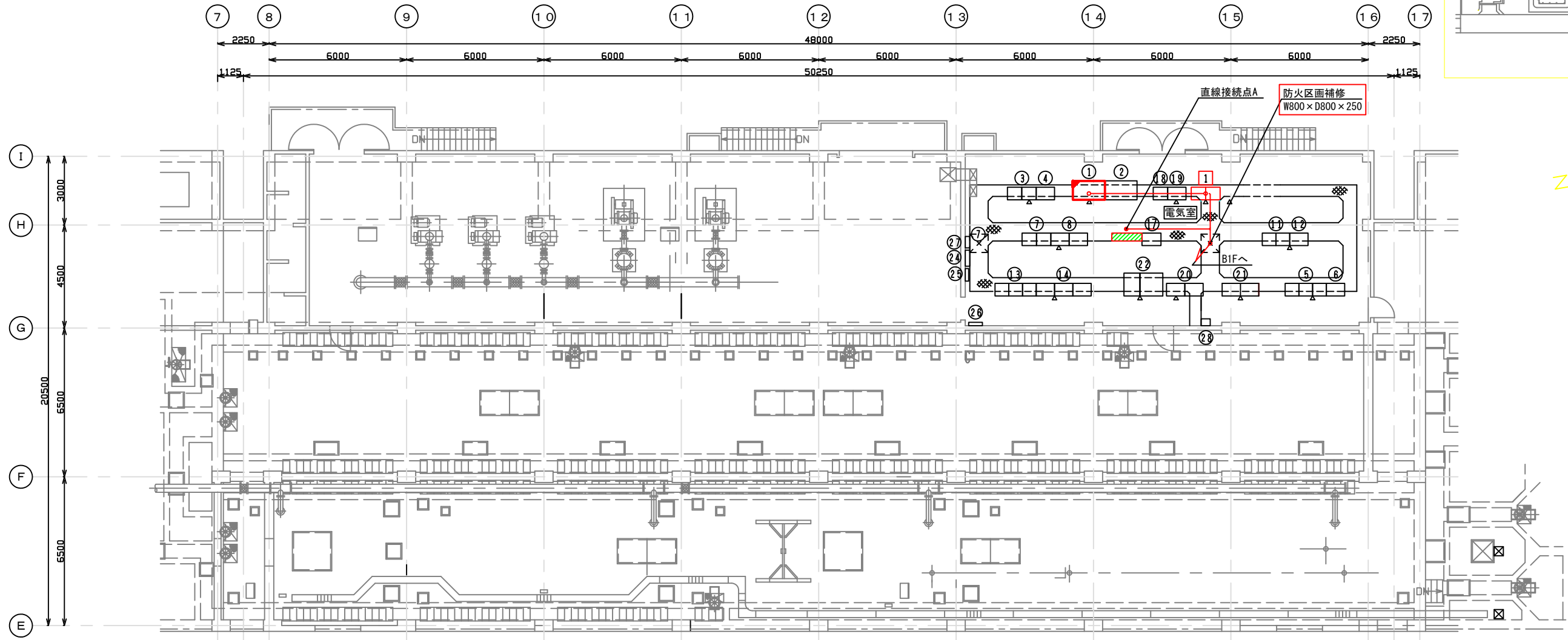
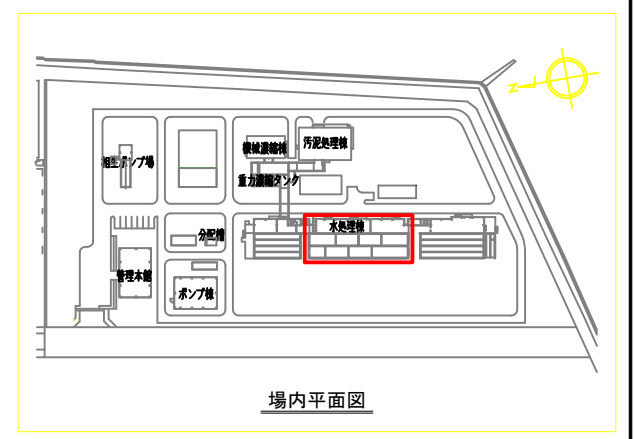


側面図

用水消毒設備コントロールセンタ、補助継電器盤外形図 (CC-E1, RY-E1)

注記
1. 本図は既設を示し、今回撤去する。

福山市上下水道局			
令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	5 / 19	縮尺	S=1/100
エアタン1階平面図			
令和 8 年 4 月			



番号	盤記号	盤名称	備考
①	LC-W-01	水処理棟No. 1動力主幹盤	
②	LC-W-02	水処理棟No. 2動力主幹盤	既設
③	CC-B1	送風機設備(1)コントロールセンタ	"
④	RY-B1	送風機設備(1)補助継電器盤	"
⑤	CC-B2	送風機設備(2)コントロールセンタ	"
⑥	RY-B2	送風機設備(2)補助継電器盤	"
⑦	CC-C1	最初沈殿池設備(1)コントロールセンタ	"
⑧	RY-C1	最初沈殿池設備(1)補助継電器盤	"
⑨			
⑩	CC-K1	エアタン設備(1)コントロールセンタ	"
⑪	RY-K1	エアタン設備(1)補助継電器盤	"
⑫	CC-D1	最終沈殿池設備(1)コントロールセンタ	"
⑬	RY-D1	最終沈殿池設備(1)補助継電器盤	"
⑭			
⑮	RY-E1	用水・消毒設備補助継電器盤	"
⑯	CC-F	汚泥重力濃縮設備コントロールセンタ	"
⑰	RY-F	汚泥重力濃縮設備補助継電器盤	"
⑱	SQC-01, 02	入出力シーケンサ盤(1)、(2)	"

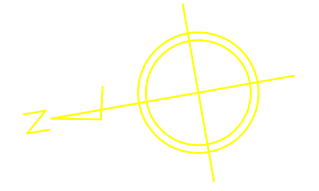
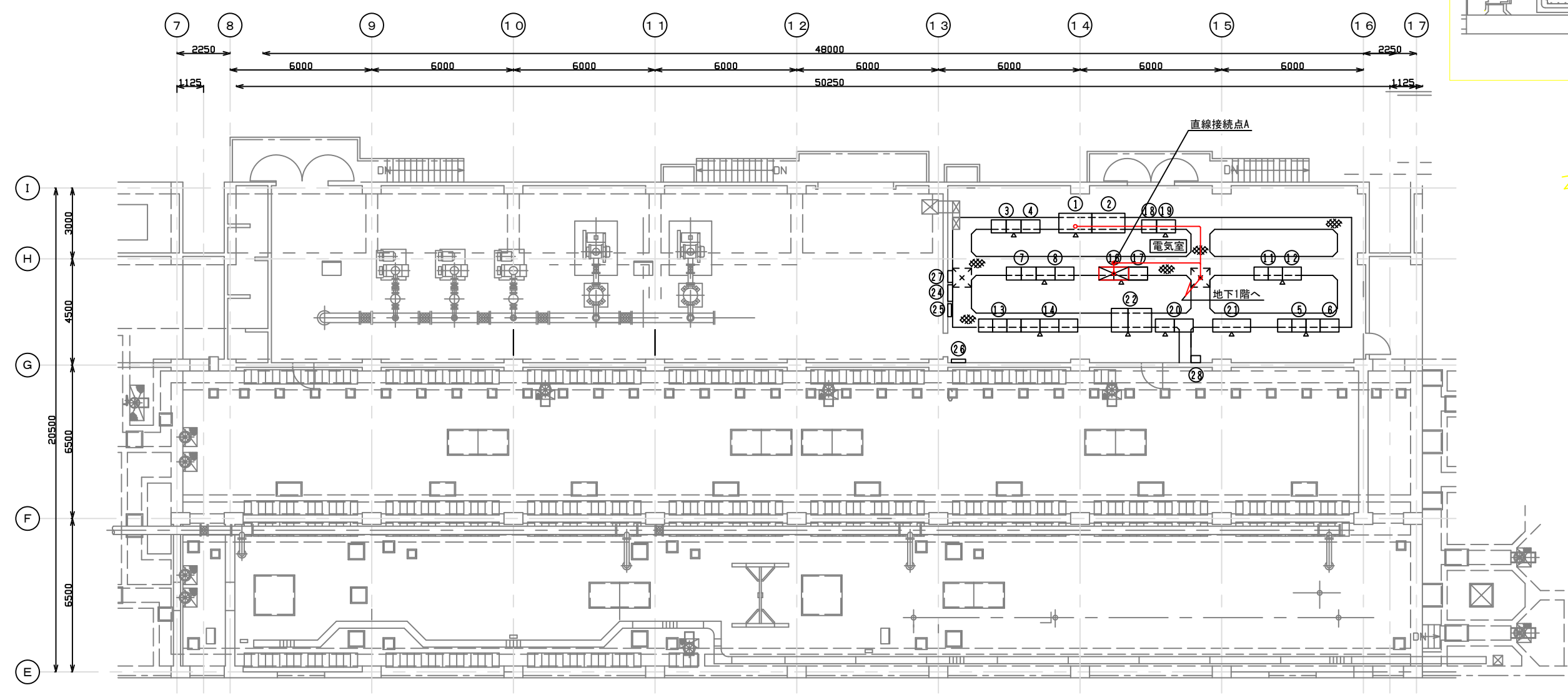
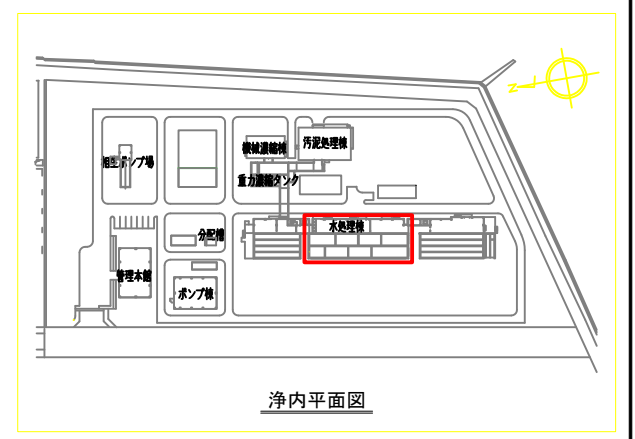
番号	盤記号	盤名称	備考
①	SQC-W01, 02	水処理棟入出力シーケンサ盤	
②	IB-W01, 02	水処理棟計装計器盤	
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨	IB-W03	水位計変換器盤	"
⑩			
⑪	CC-E01	用水・消毒設備コントロールセンタ	今回
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			

1F 平面図

線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

- 注記
- ① は今回工事を示す。
 - ② は機能増設を示す。
 - ③ は床補修を示す。
 - その他特記無きは、既設を示す。
 - 直線接続点A, Bは脱臭ファン、ホッパ床排水ポンプ等の既設流用機器のケーブル接続点(延長箇所)を示す。

福山市上下水道局	
令和 8 年度下水道事業	
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事
工事場所	福山市柳津町一丁目地内
図面番号	6 / 19 縮尺 S=1/100
エアタン1階平面図(撤去)	
令和 8 年 4 月	



番号	盤記号	盤名称	備考
①	LC-W-01	水処理棟No. 1動力主幹盤	既設
②	LC-W-02	水処理棟No. 2動力主幹盤	"
③	CC-B1	送風機設備コントロールセンタ	"
④	RY-B1	送風機設備(1)補助継電器盤	"
⑤	CC-B2	送風機設備(2)コントロールセンタ	"
⑥	RY-B2	送風機設備(2)補助継電器盤	"
⑦	CC-C1	最初沈殿池設備(1)コントロールセンタ	"
⑧	RY-C1	最初沈殿池設備(1)補助継電器盤	"
⑨			
⑩	CC-K1	エアタン設備(1)コントロールセンタ	"
⑪	RY-K1	エアタン設備補助継電器盤	"
⑫	CC-D1	最終沈殿池設備コントロールセンタ	"
⑬	RY-D1	最終沈殿池設備(1)補助継電器盤	"
⑭			
⑮	CC-E1	用水・消毒設備コントロールセンタ	"
⑯	RY-E1	用水・消毒設備補助継電器盤(1)	"
⑰	CC-F	汚泥重力濃縮設備コントロールセンタ	"
⑱	RY-F	汚泥重力濃縮設備補助継電器盤	"
⑲			
⑳	SQC-01,02	入出力シーケンサ盤(1)、(2)	"

番号	盤記号	盤名称	備考
㉑	SQC-W01,02	水処理棟入出力シーケンサ盤	既設
㉒	IB-W01,02	水処理棟計装計器盤	"
㉓			既設
㉔			"
㉕			"
㉖			"
㉗			"
㉘	IB-W03	水位計変換器盤	"
㉙			
㉚			
㉛			
㉜			
㉝			
㉞			
㉟			
㊱			
㊲			
㊳			
㊴			
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			

1 F 平面図

線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

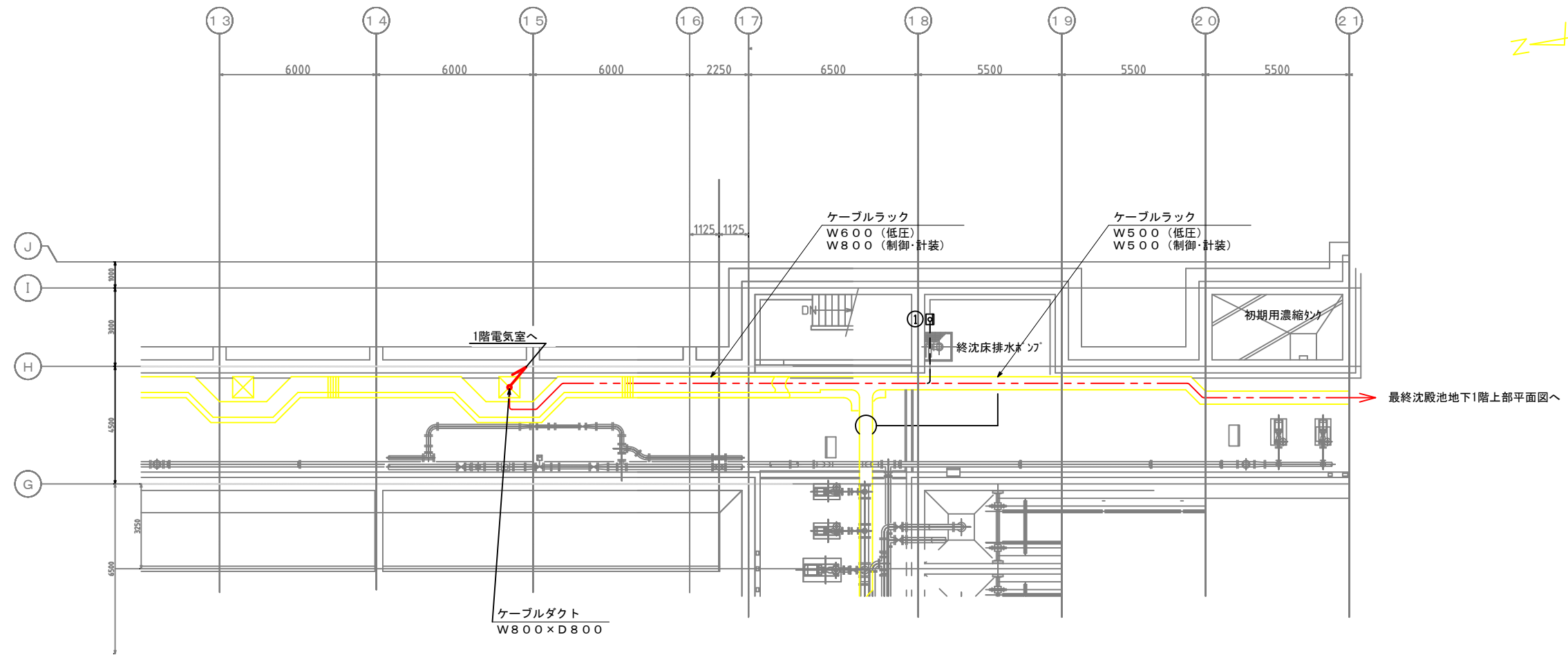
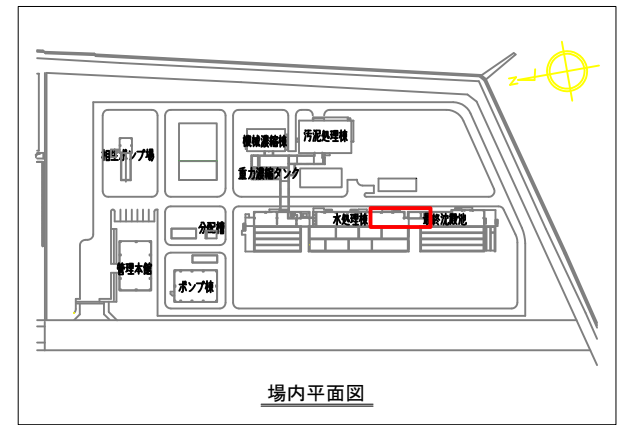
注記
 1. は撤去工事を示す。
 2. その他特記無きは、既設を示す。

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	7 / 19	縮尺	S=1/100

最終沈殿池地下1階配線ルート図

令和 8 年 4 月



最終沈殿池 B1F平面図

番号	盤記号	盤名称	備考
①	LCB-01-08	終沈床排水ポンプ操作盤	既設

配線凡例

線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

注記

1. 本図は配線経路を示す。
2. その他特記無きは、既設を示す。

最終沈殿池 地下1階配線ルート図 S=1/100

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業

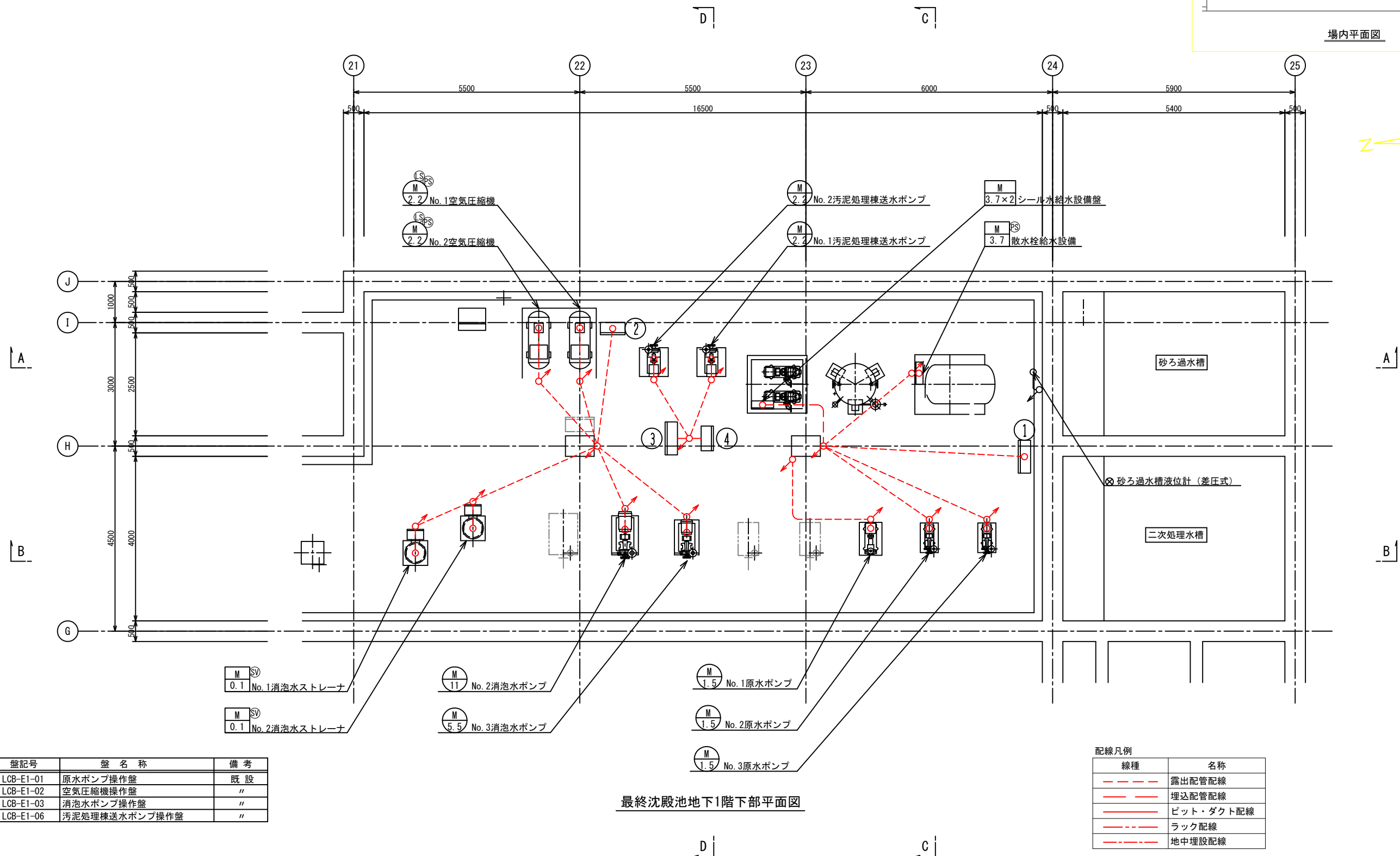
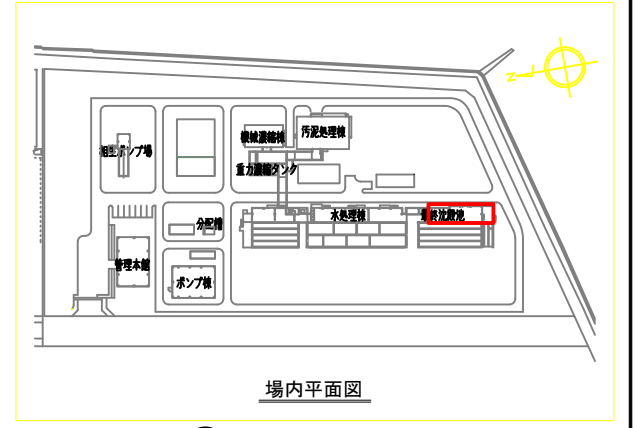
工事名称 松永浄化センター用水・消毒設備
コントロールセンター取替工事

工事場所 福山市柳津町一丁目地内

図面番号 8 / 19 縮尺 S=1/50

最終沈殿池地下1階下部平面図

令和 8 年 4 月



番号	盤記号	盤名称	備考
①	LCB-E1-01	原水ポンプ操作盤	既設
②	LCB-E1-02	空気圧縮機操作盤	〃
③	LCB-E1-03	消泡水ポンプ操作盤	〃
④	LCB-E1-06	汚泥処理機送水ポンプ操作盤	〃

配線凡例	
線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

最終沈殿池地下1階下部平面図 S=1/50

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業

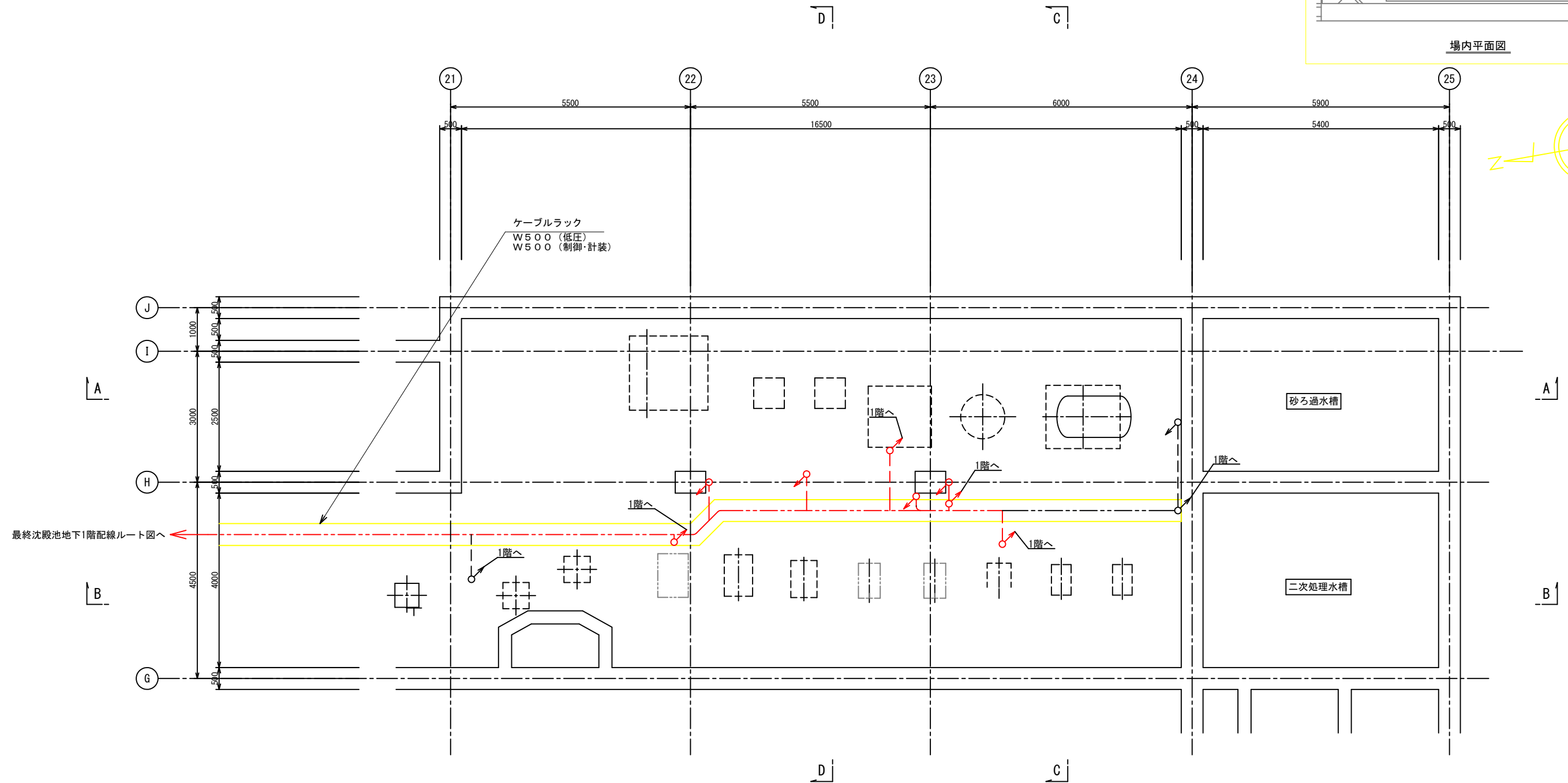
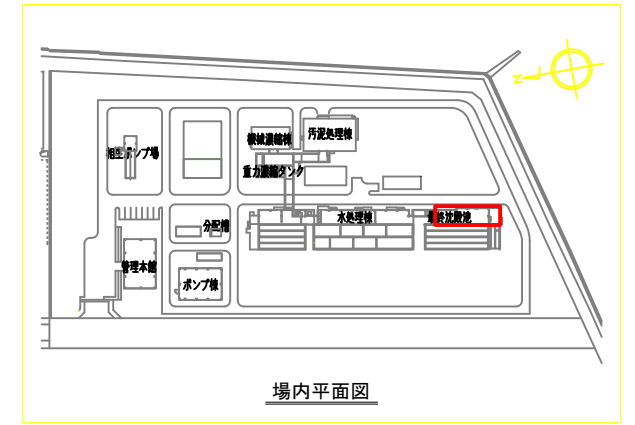
工事名称 松永浄化センター用水・消毒設備
コントロールセンター取替工事

工事場所 福山市柳津町一丁目地内

図面番号 9 / 19 縮尺 S=1/50

最終沈殿池地下1階上部平面図

令和 8 年 4 月



最終沈殿池地下1階上部平面図

配線凡例

線種	名称
--- (Red dashed)	露出配管配線
--- (Red solid)	埋込配管配線
--- (Red solid)	ビット・ダクト配線
--- (Red dashed)	ラック配線
--- (Red dashed)	地中埋設配線

- 注記
1. 本図は配線経路図を示す。
 2. その他特記無きは、既設を示す。

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業

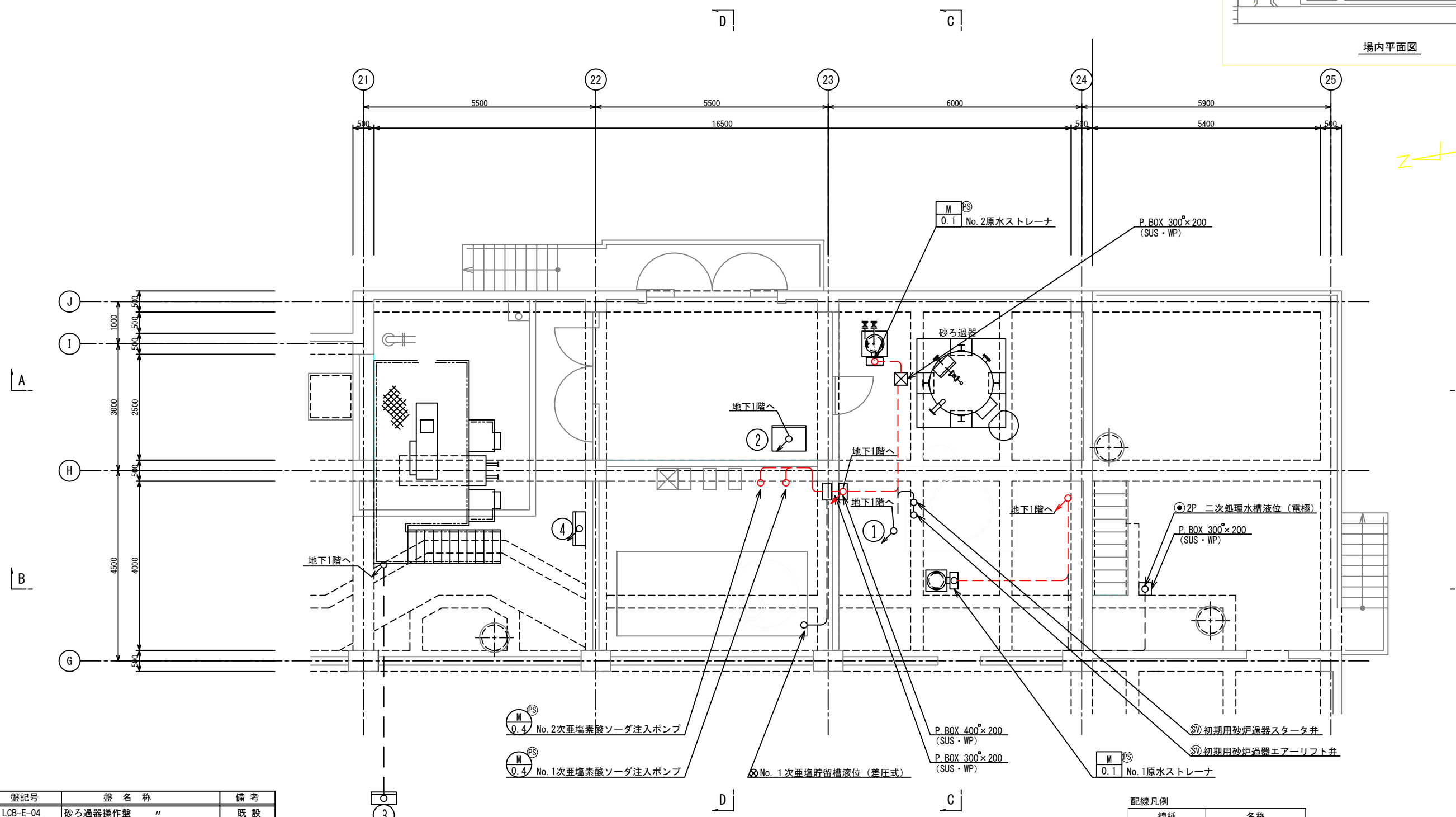
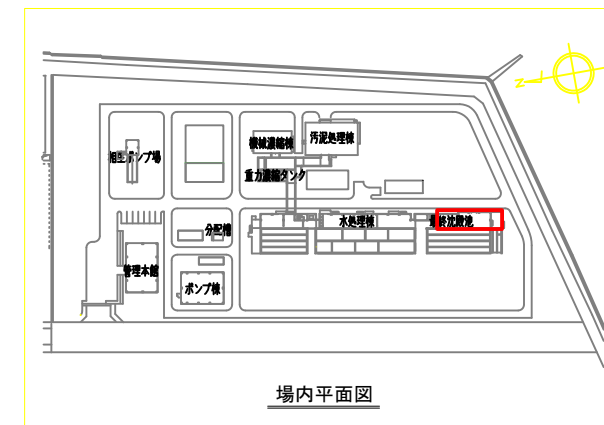
工事名称 松永浄化センター用水・消毒設備
コントロールセンター取替工事

工事場所 福山市柳津町一丁目地内

図面番号 10 / 19 縮尺 S=1/50

最終沈殿池1階平面図

令和 8 年 4 月



番号	盤記号	盤名称	備考
①	LCB-E-04	砂ろ過器操作盤	既設
②	LCB-E-07	次垂塩素酸ソーダ注入ポンプ操作盤	〃
③	LCB-D-05	No. 1・2 スカムスキマー操作盤	〃
④	LCB-D-07	スカム分離機・脱水機操作盤	〃

線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

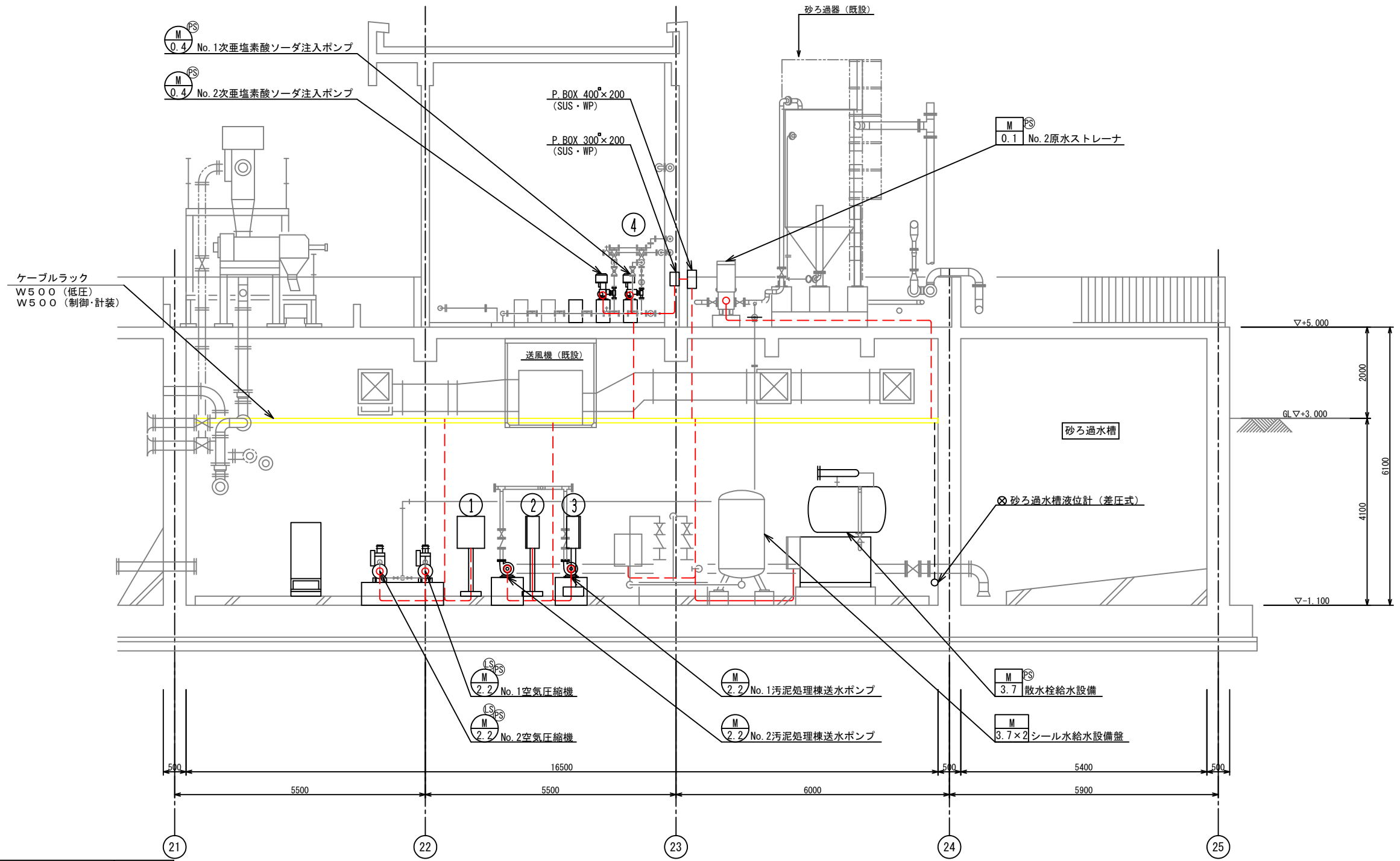
最終沈殿池1階平面図

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業
 工事名称 松永浄化センター用水・消毒設備
 コントロールセンター取替工事
 工事場所 福山市柳津町一丁目地内
 図面番号 11 / 19 縮尺 S=1/50

最終沈殿池断面図 1

令和 8 年 4 月



番号	盤記号	盤名称	備考
①	LCB-E-02	空気圧縮機操作盤	既設
②	LCB-E-03	消泡水ポンプ操作盤	"
③	LCB-E-06	汚泥処理棟送水ポンプ操作盤	"
④	LCB-E-07	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	"

A-A 断面図

最終沈殿池断面図 1 S=1/50

配線凡例

線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業

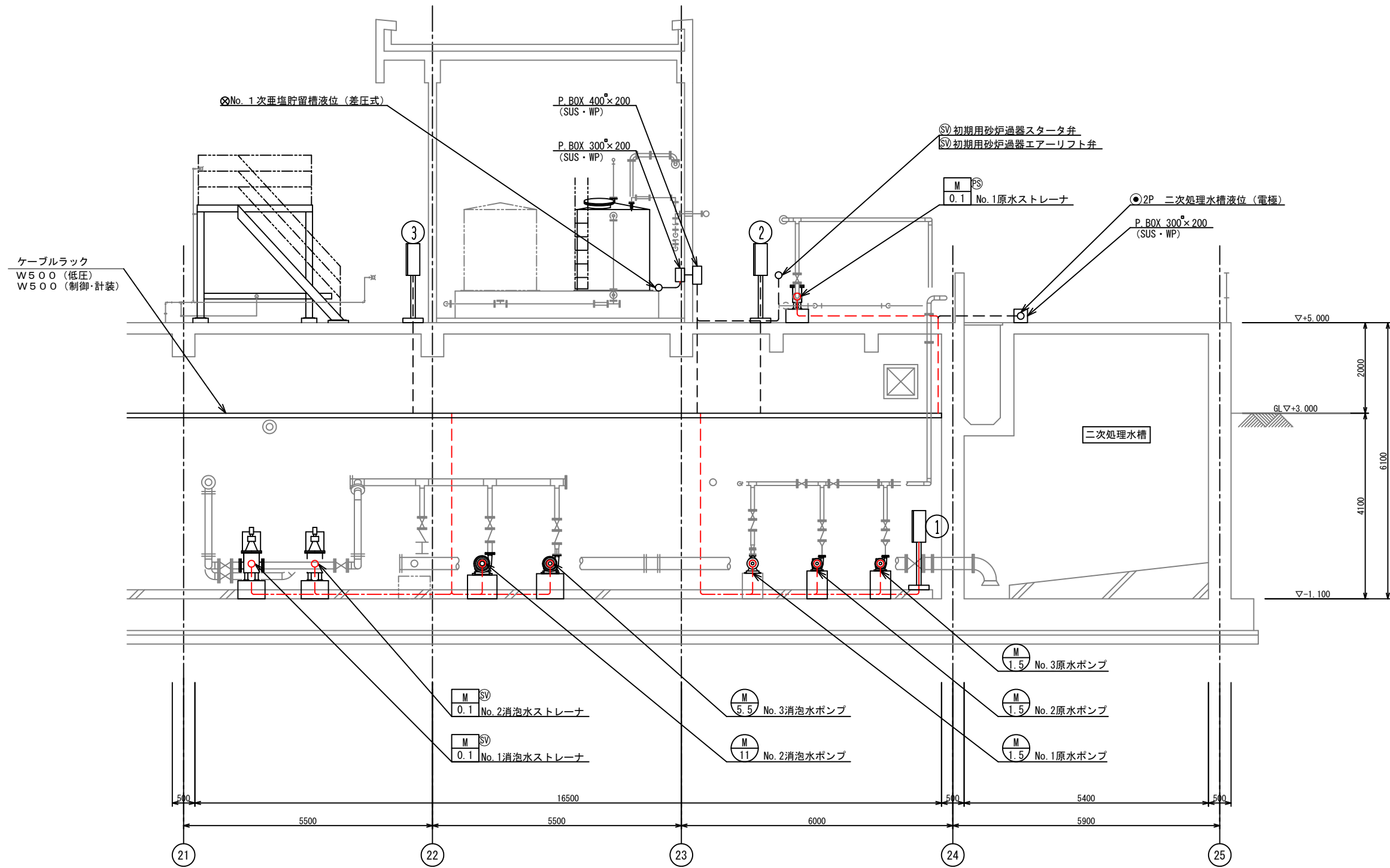
工事名称 松永浄化センター用水・消毒設備
コントロールセンタ取替工事

工事場所 福山市柳津町一丁目地内

図面番号 12 / 19 縮尺 S=1/50

最終沈殿池断面図 2

令和 8 年 4 月



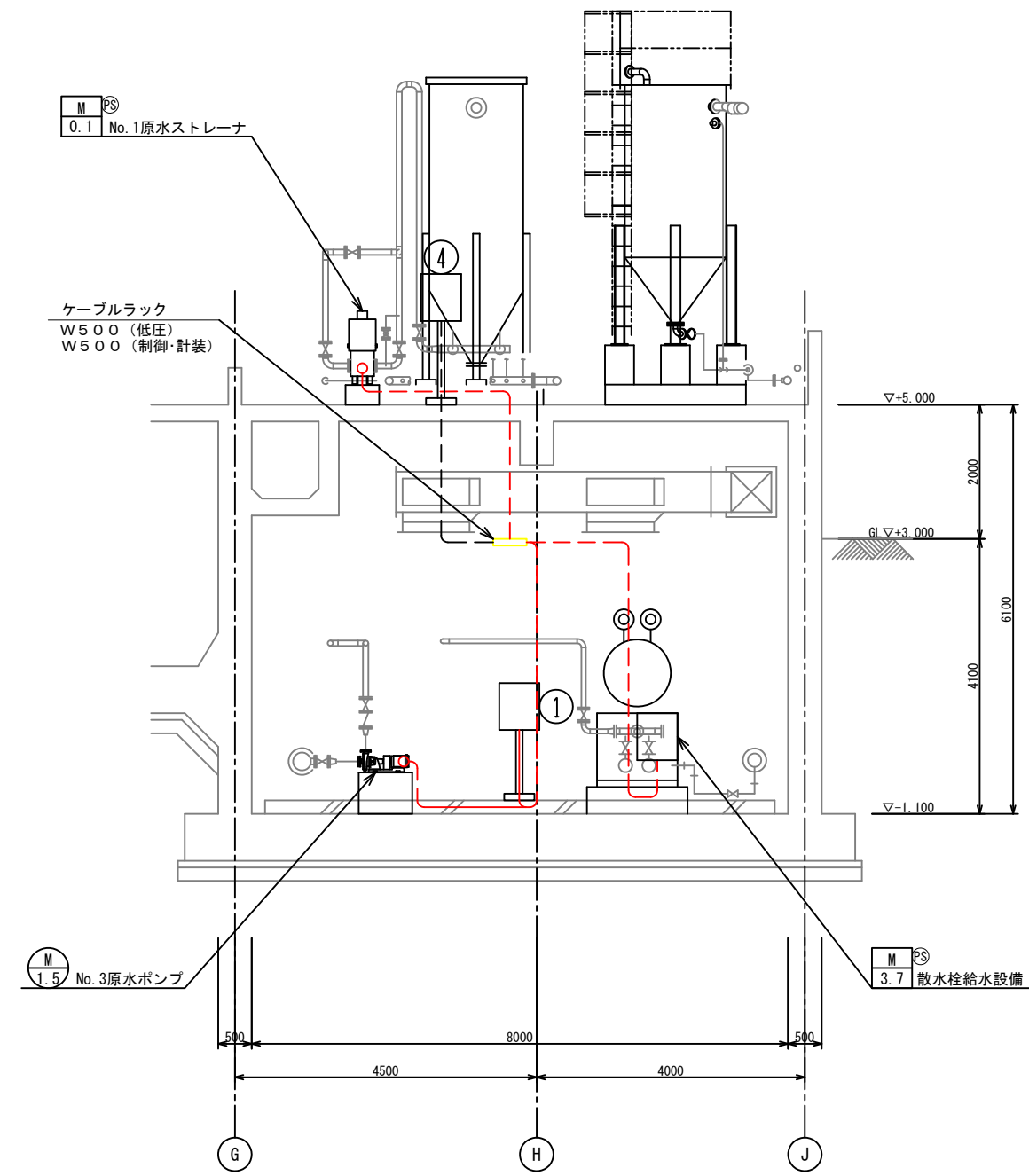
番号	盤記号	盤名称	備考
①	LCB-E-01	原水ポンプ操作盤	既設
②	LCB-E-04	砂ろ過器操作盤	〃
③	LCB-D-07	スカム分離機・脱水機操作盤	〃

B-B 断面図

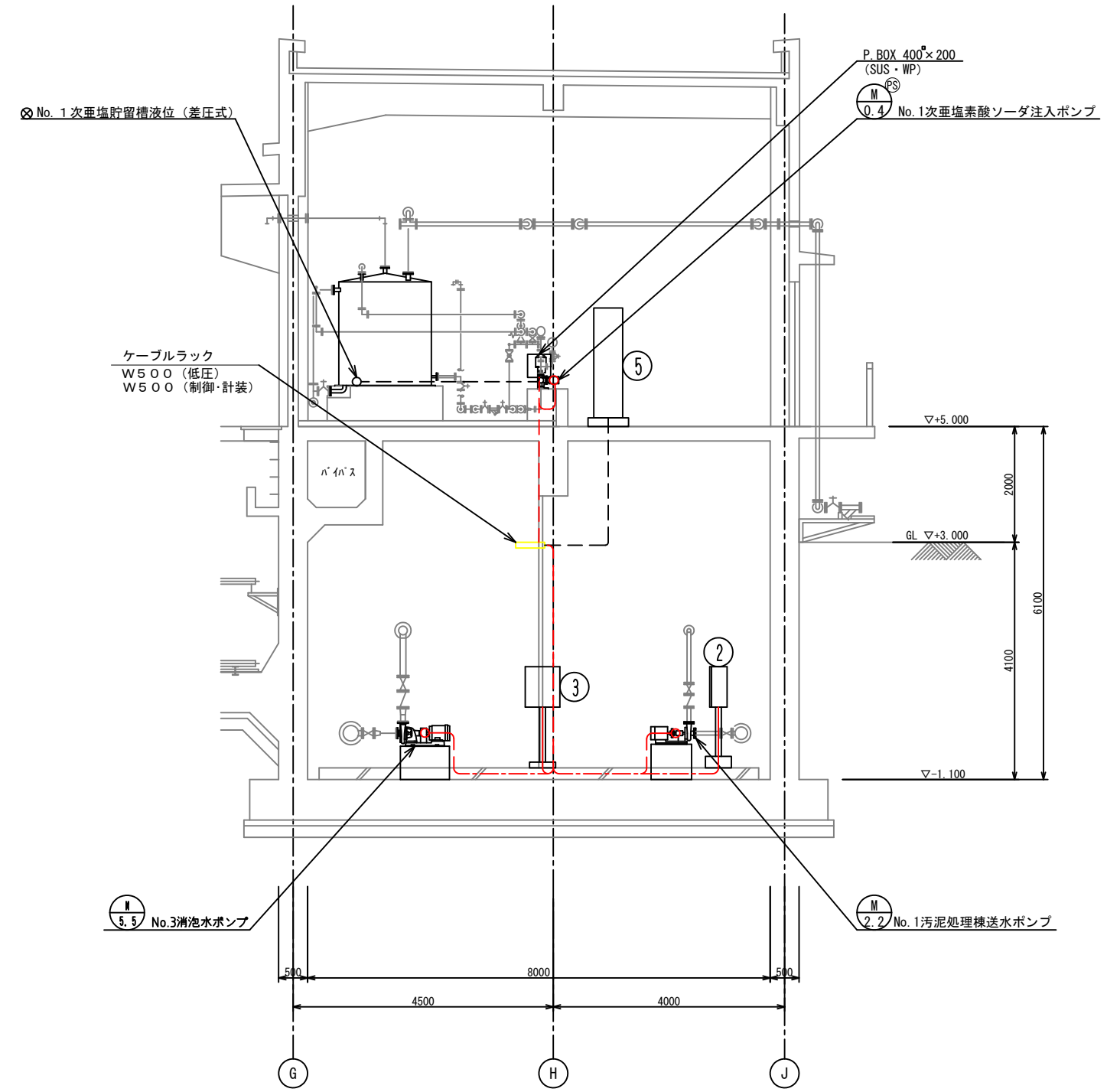
配線凡例

線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

福山市上下水道局			
令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	13 / 19	縮尺	S=1/50
最終沈殿池断面図3			
令和 8 年 4 月			



C-C 断面図



D-D 断面図

番号	盤記号	盤名称	備考
①	LCB-E-01	原水ポンプ操作盤	既設
②	LCB-E-06	汚泥処理棟送水ポンプ操作盤	"
③	LCB-E-03	消泡水ポンプ操作盤	"
④	LCB-E-04	砂ろ過器操作盤	"
⑤	LCB-E-07	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ操作盤	"

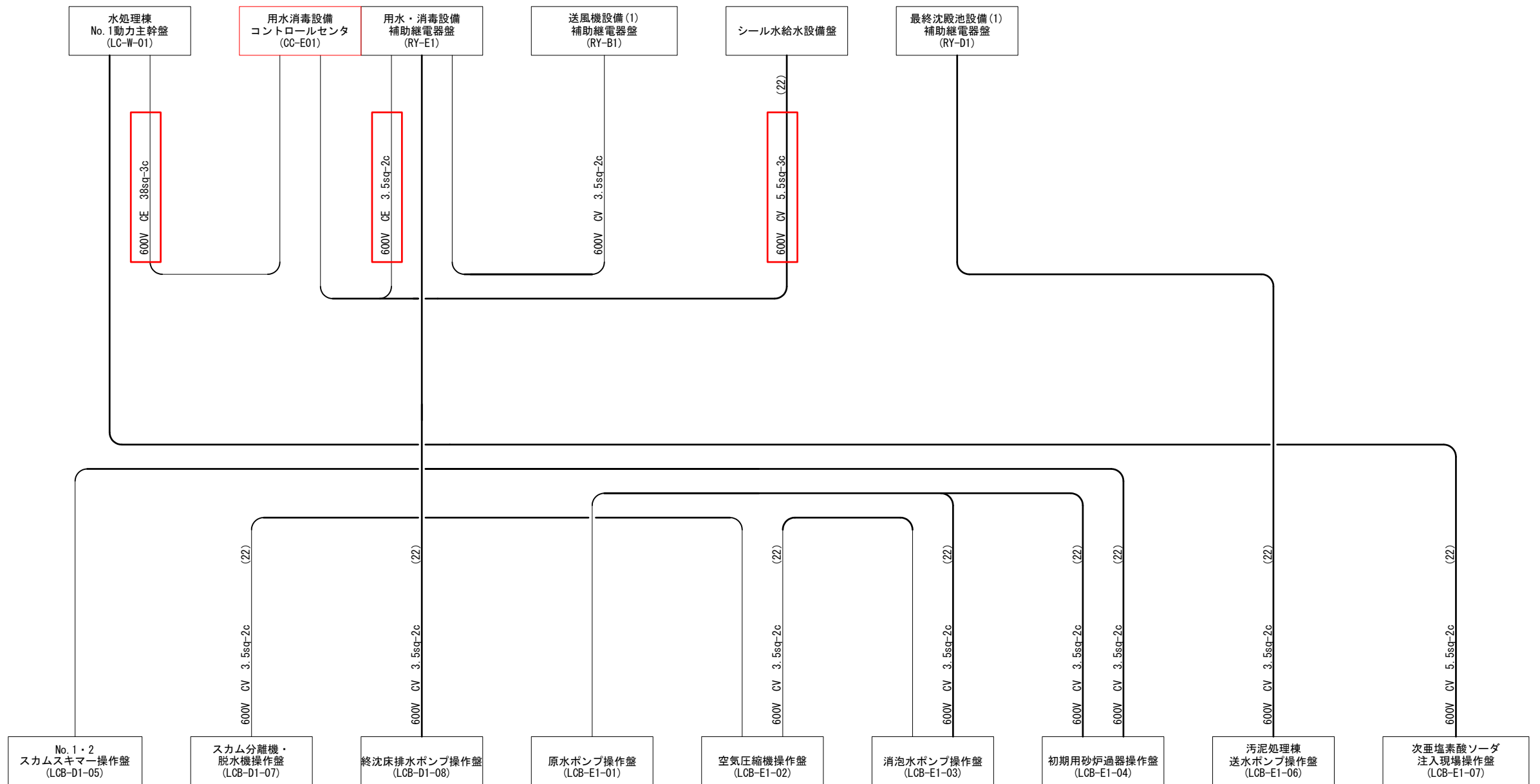
配線凡例	
線種	名称
---	露出配管配線
---	埋込配管配線
---	ビット・ダクト配線
---	ラック配線
---	地中埋設配線

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	14 / 19	縮 尺	NON

配線系統図 1 (設置)

令和 8 年 4 月



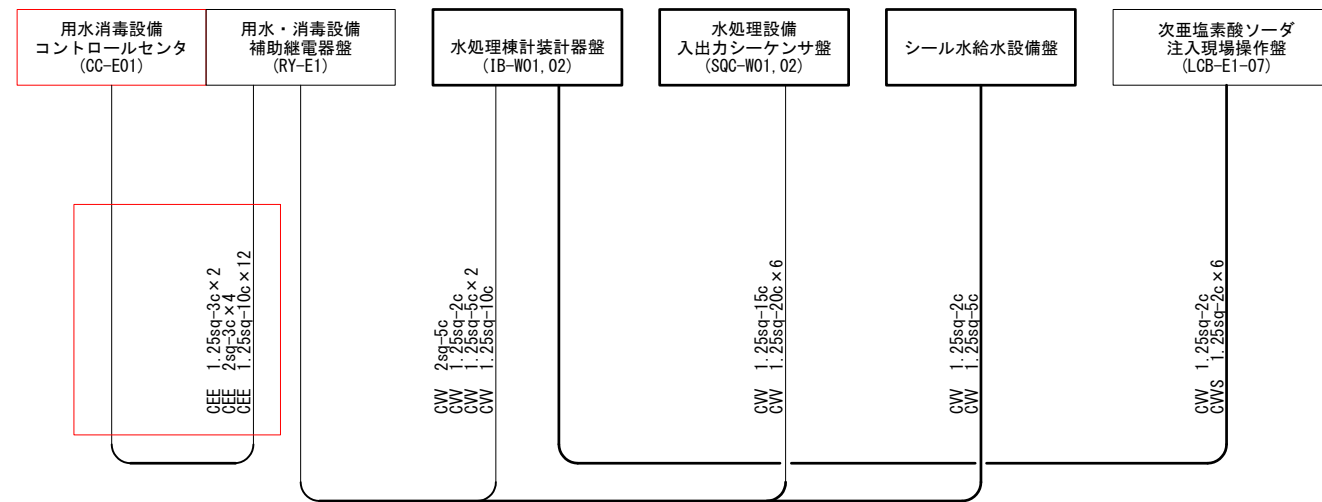
注 記

1. は、今回工事を示す。
2. 特記なき電線管はGP (厚鋼) を示す。

配線系統図 1 (設置)

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	15 / 19	縮尺	NON
配線系統図 2 (設置)			
令和 8 年 4 月			



注 記

1. は、今回工事を示す。
2. 特記なき電線管はGP (厚鋼) を示す。

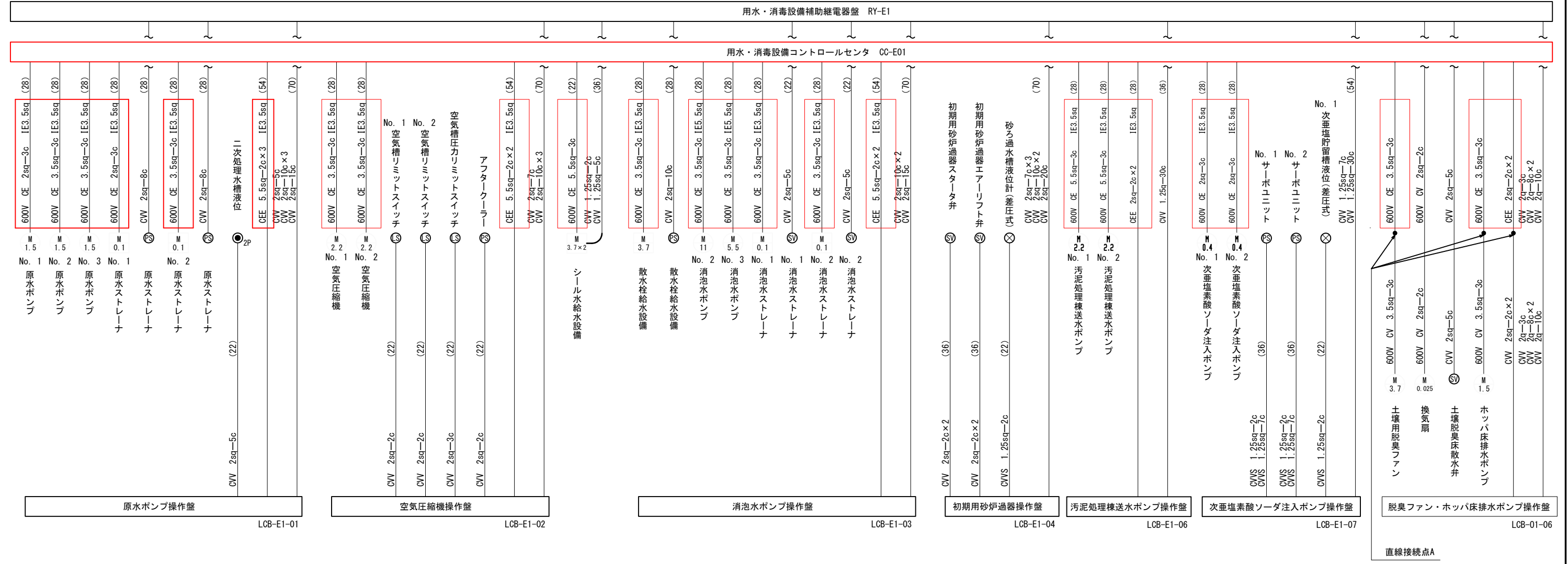
配線系統図 2 (設置)

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業
工事名称 松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事
工事場所 福山市柳津町一丁目地内
図面番号 16 / 19 縮尺 NON

配線系統図3 (設置)

令和 8 年 4 月



注記

1. は、今回工事を示す。
2. 特記なき電線管はG P (厚鋼) を示す。

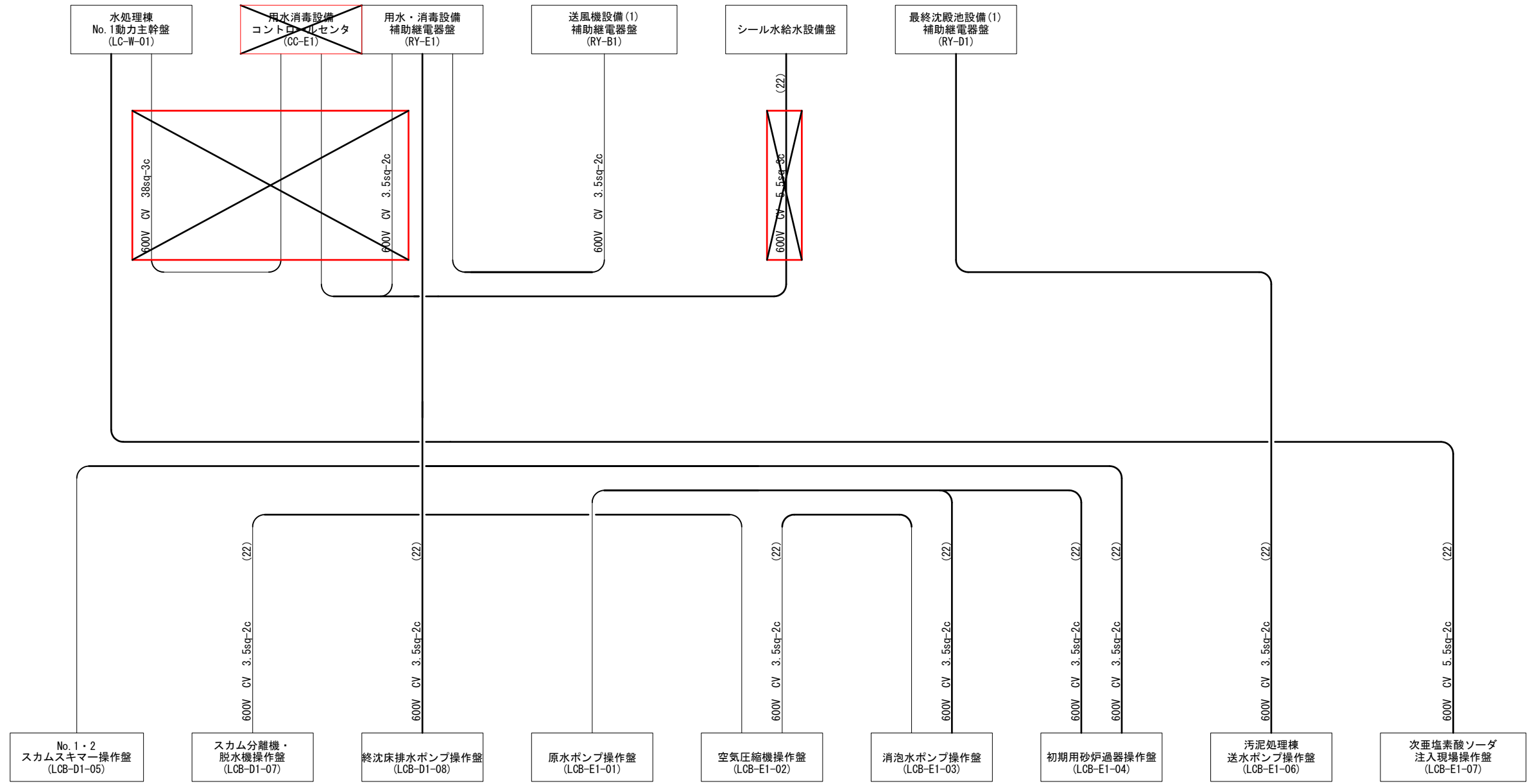
配線系統図3 (設置)

福山市上下水道局


令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンター取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	17 / 19	縮尺	NON

配線系統図 1 (撤去)

令和 8 年 4 月



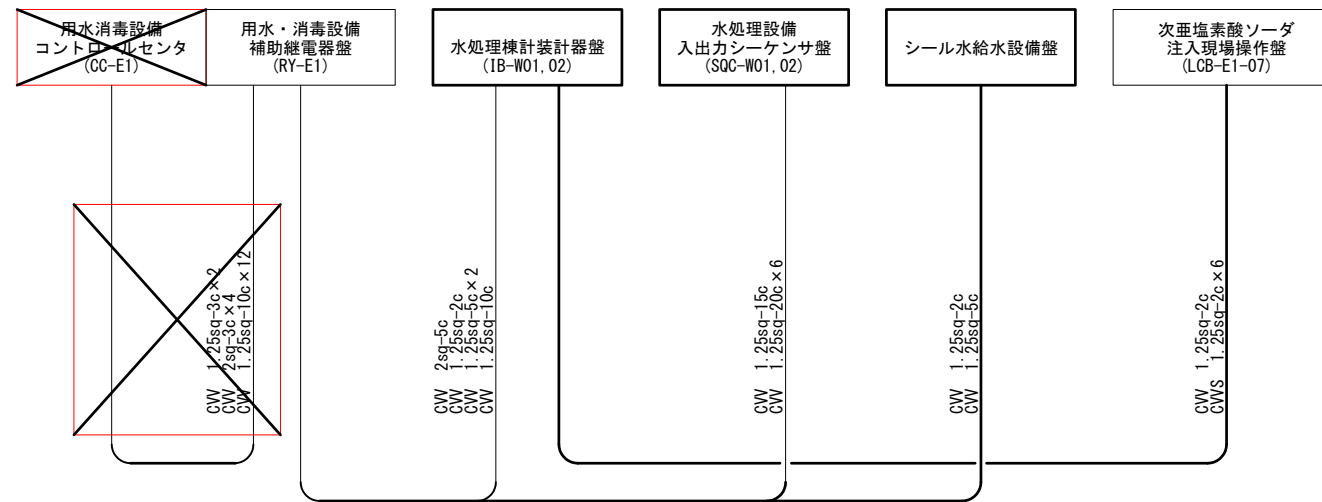
注記

1.  は、撤去工事を示す。
2. 特記なき電線管はGP (厚鋼) を示す。

配線系統図 1 (撤去)

福山市上下水道局

令和 8 年度下水道事業			
工事名称	松永浄化センター用水・消毒設備 コントロールセンタ取替工事		
工事場所	福山市柳津町一丁目地内		
図面番号	18 / 19	縮尺	NON
配線系統図 2 (撤去)			
令和 8 年 4 月			



注記

1. は、撤去工事を示す。
2. 特記なき電線管はGP (厚鋼) を示す。

配線系統図 2 (撤去)

